

日本西洋史学会第47回大会

公開講演要旨
部会別自由論題報告要旨
シンポジウム報告要旨

1997年6月13・14日

北海道大学

公開講演

東京大学教授 桜井 万里子

史料のなかの事実とフィクション
—前4世紀の「ソロン」について—

トロント大学教授 ナタリ・Z・デイヴィス

16世紀フランスにおける贈与

(通訳：東京大学教授 近藤 和彦)

1997年6月13日(金)

日本西洋史学会第47回大会

MINERVA 西洋史ライブラリー

A5判・上製

① 社会史の証人

W・ウッドラフ著 原剛訳 本体3,800円

② アメリカ禁酒運動の軌跡

岡本 勝著 禁酒の米国社会史。本体3,800円

③ 都市国家のアウトサイダー

P・マケクニー著 向山 宏訳 本体3,800円

④ 近代英国の起源

越智武臣著 著者學生の研究。本体3,000円

⑤ ヴィクトリア時代の政治と社会

村岡健次著 多角的英国史研究。本体3,000円

⑥ 知の運動

——十二世紀ルネサンスから大学へ——
田中峰雄著 学知の歴史の展開。本体3,000円

⑦ 近代ヨーロッパと東欧

中山昭吉著 ユニークな新研究。本体3,100円

⑧ ジェントルマン

——その周辺と——
村岡健次・鈴木利章・川北 稔編 本体3,800円

⑨ ヴィクトリア朝の人びと

A・ラリッグズ著 村岡一河村訳 本体3,800円

MINERVA 日本史ライブラリー

A5判・上製

① 日本社会史における伝統と創造

T・スミス著 大島真理夫訳 本体3,600円

② 南原繁と長谷川如是閑

バーシエイ著 宮本盛太郎監訳 本体3,600円

③ 明治の機械工業

——その生成と展開——
鈴木 淳著 日本近代化の原動力となった、明治期における機械工業の発展過程を探る。

◎中小企業研究奨励賞受賞◎ 本体3,000円

① 西欧中世史(上)

——継承と創造——
佐藤彰一／早川良弥編著 本体3,800円

② 西欧中世史(中)

——成長と飽和——
江川 温／服部良久編著 温 本体3,800円

③ 西欧中世史(下)

——危機と再編——
朝治／江川／服部編著 本体3,800円

④ 民衆啓蒙の世界像

寺田光雄著 教科書にみる啓蒙史。本体3,800円

⑤ 大英帝国のアジア・イメージ

東田雅博著 当時の時代精神を分析。本体3,800円

⑥ リュトヘルスとインタナショナル史研究

山内昭人著 国際的活動家の足跡。本体3,800円

⑦ ヨーロッパ中世末期の民衆運動

M・モラ・P・ウオルフ著 瀬原訳 本体3,000円

⑧ フランス革命と群衆

リュエデ著 前川野口／服部訳 本体3,800円

⑨ ナチズム体制の成立

栗原 優著 初の本格的実証研究。本体3,800円

◎第九回和辻哲郎文化賞へ学術部門へ受賞◎

テクノクラートの世界とナチズム

——近代超克のユートピア——
小野清美著 ナチズムを生んだドイツ近代化の諸矛盾と、テクノクラートの葛藤を描破。本体3,800円

ナチズムとユダヤ人絶滅政策

——その形成と実行過程——
栗原 優著 緻密な歴史分析により、絶滅政策の形成と実行過程を解明した衝撃の書。本体3,800円

ステイタスと職業

——社会はどのように編成されていたか——
前川和也編著 工業化以前の社会分類・編成の諸問題を研究。『西洋史ライブラリー20』 本体3,000円

ロシア近現代史

藤本和貴夫／松原広志編著 ロシア帝国期、ソ連邦期、ロシア連邦期までの歴史を跡づけながら歪められた史実を新史料から解明。予・本体3,000円

中国の歴史

J・K・フェアバンク著 大谷敏夫・太田秀夫訳 中国文明の発祥から現代までの壮大な歴史を新たな意図のもとに書き上げた通史。中国史研究の泰斗の遺作。692頁・本体3,800円

統合史観

——自由の歴史哲学——
平尾 透著 自由の客観的可能性の追求を通して、自由社会・歴史の相互関係を分析し、全くオリジナリティな学説として「統合史観」を提唱。本体3,000円



ミネルヴァ書房

〒607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1 価格は本体のみ(税別)/宅配可
TEL 075-581-0296 FAX 075-581-0589 郵便振替01020-0-8076

史料のなかの事実とフィクション

—前4世紀の「ソロン」について—

桜井 万里子

ペロポネソス戦争第1年目の戦死者のための国葬演説で、ペリクレスがアテナイ民主政を言葉を尽くして讃えた様子は、トゥキディデス『歴史』第2巻第35～46章に語られている。そこには市民のあいだの可能なかぎりの平等を目指して実現された徹底的な民主政が描かれているが、この民主政の制度上の枠組みは前508/7年のクレステネスの改革によって確立されたと見るのが、現在の通説である。1993年に欧米の各地でクレステネス改革2500周年の催しが開かれたのは、その証左といえよう。

もっとも、クレステネスその人について伝えられていることは少なく、トゥキディデスもクレステネスに言及していないものの、ヘロドトスは、クレステネスがアテナイに10部族制と民主政を確立した、とはっきり述べている(6.131)。前5世紀にはアテナイの民主政はクレステネスの名と結びつけて考えられていたとみてよい。

ところが、前4世紀の顕著な傾向としてみてとれるのは、弁論家たちの作品にソロンの名が民主政の創始者としてしばしばあげられていることである。たしかに、ソロンは前6世紀初めに改革を行ったのだが、その改革の全貌ははまだ明らかでない。ところが、クレステネスの改革よりも90年も前のソロンの時代にはあったはずのない国制の改変までが、前4世紀にはソロンに帰せられている。

前4世紀の著作のなかのこの顕著な傾向については、早くはピアソンが、最近ではハンセンがすでにそれを指摘している(L.Pearson, "Historical Allusions in the Attic Orators", in *Classical Philology*, 36 (1941), 209-229 ; M.G.Hansen, "Solonian Democracy in Fourth-Century Athens", in Conner, Hansen, Raaflaub and Strauss (eds.), *Aspects of Athenian Democracy*, Copenhagen, 1990, 71-99)。

クレステネスではなくソロンを民主政と結びつける傾向は、前4世紀の史料にたしかに認められるのだが、前5世紀に実現した民主政がソロンの改革によってもたらされたものでないことも確かである。前4世紀の「ソロン」はひとつの神話にすぎない、といっただろう。

アテナイ社会が前5世紀と前4世紀のあいだ（より限定すれば前403年）に大きな変化を遂げていることは、いくつかの制度の変更の事例からたしかであり、「ソロン」神話の成立もこの世紀の変わり目におくことができると考える。しかし、なぜ「ソロン」がここに登場するのか。

この問いは誰に向けて投げかければよいのだろうか。前5世紀の最盛期からペロポネソス戦争の敗北とそれに続く内戦、さらに戦後の混乱と復興の時期を、喜劇の創作という自己表現の活動を続けながら生きぬいた知識人としてアリストファネスがいる。そのアリストファネスの現存の作品のなかでも、『エクレシアズーサイ（女の議会）』と『プルーツ（福の神）』とは、前4世紀に入ってからの上演であり、当時の社会が抱えていた問題がそこに反映していると考えられる。これら二喜劇は、アリストファネスの他の作品と比べ平俗に墮している、と低い評価が加えられることもあるが、『女の議会』で集団としての女性を主人公に仕立てたアリストファネスの発想と機知と皮肉に注目すれば、『リュシストラテ（女の平和）』、『テスモフォリアズーサイ（女の祭）』から同喜劇まで、作家としての創作意欲は一貫して旺盛であったと言ってよいだろう。

世紀の変わり目をアテナイに止まって目撃し、喜劇制作への確固たる姿勢を維持したアリストファネスの晩年の二作品と、彼が読んだに違いないソロンの手になる詩を読み比べながら、「ソロン」神話成立の事情についてひとつの考察を試みたい。

公開講演 II

16世紀フランスにおける贈与

ナタリ・ゼモン・デイヴィス

Curriculum Vitae for Natalie Zemon Davis

Education

B.A., Smith College, 1949 summa cum laude
M.A., Radcliffe College, 1950
Ph.D., University of Michigan, 1959

Teaching

Brown University, 1959-1963
York University, 1963-1964
University of Toronto, 1963-1971
University of California, Berkley, 1971-1977
École des Hautes Études en Sciences Sociales, Paris, 1977
Yale University, Henry Luce Visiting Professor in the Humanities, Spring Term, 1987
Princeton University, 1978-81, Professor of History;
1981-1 July 1996, Henry Charles Lea Professor of History;
July 1996- Henry Charles Lea Professor of History Emeritus;
Director, Shelby Cullom Davis Center of Historical Studies, 1990-1994
Balliol College Oxford, George Eastman Professor, 1994-1995
University of Toronto, Northrop Frye Visiting Professor of Literary Theory, 1996-1997

Editorial Boards (partilal listing)

Journal of Social History	Yale Journal of Law and Humanities
Comparative Studies in Society and History	Literature and History
Contention	Historical Reflections
History and Memory	

Offices in Professional Societies (partial listing)

Society of French Historical Studies, President, 1976-1977

American Historical Association, Council member, 1975-1977

President, 1987

John Simon Guggenheim Memorial Foundation, Committee of Selection, 1988-

International Congress of Historical Sciences, Bureau member, 1990-1995

First Vice President, 1995-

主要著作

1. Society and Culture in Early Modern France (Stanford University Press, 1975).

成瀬駒男・宮下志朗・高橋由美子訳『愚者の王国 異端の都市』(平凡社 1987)

2. The Return of Martin Guerre (Harvard University Press, 1983)

成瀬駒男訳『マルタン・ゲールの帰還』(平凡社 1985)

3. Henry Abelove(ed.), Visions of History : Interviews with Natalie Zemon Davis... by MARHO

(New York, Pantheon, 1983)

近藤和彦・野村達朗編訳『歴史家たち』(名古屋大学出版会 1990)

4. Frauen und Gesellschaft am Beginn der Neuzeit, trans. Wolfgang Kaiser

(Berlin, Wagenbach, 1986).

5. Fiction in the Archives. Pardon Tales and their Tellers in Sixteenth Century France

(Stanford University Press, 1987).

成瀬駒男・宮下志朗訳『古文書の中のフィクション』(平凡社 1990)

6. Histoire des femmes en Occident, Vol. 3 XVIe-XVIIIe Siècles (Paris, 1991)

藤本ほか訳『女の歴史』(藤原書店 1994)

7. Women on the Margins. Three Seventeenth-Century Lives (Harvard University Press, 1995)

部会別自由論題発表・シンポジウム 1997年6月14日(土)

古代史部会：小シンポジウム

「古代ギリシャ・ローマにおける“政治史”再考」(9:15~16:30) 法学部講堂

報告者

前沢 伸行 (東京都立大学)

アテナイ民主政と財政問題

吉浦 麻子 (福岡大学)

ローマ共和政末期の穀物供給政策

—共和政の構造と変質—

森谷 公俊 (帝京大学)

王権と女性— 一夫多妻の政治学—

本村 凌二 (東京大学)

政治にしみつく「性」事

司会

コメンテーター

伊藤 貞夫 (放送大学)

田村 孝 (名古屋短期大学)

長谷川博隆 (中部大学)

南川 高志 (京都大学)

松本 宣郎 (東北大学)

第1部会 (9:00~12:00) 第7講義室

1 加納 修 (名古屋大学)

メロヴィング後期宮廷伯の文書作成と機能

9:00~9:45

司会 森 義信 (大妻女子大学)

2 大橋真砂子 (南山大学)

ベータの著作における政治性 —復活祭論争をめぐる—

9:45~10:30

司会 佐藤 彰一 (名古屋大学)

3 小川 知幸 (東北大学)

13世紀北部テューリンゲンにおける帝国ミニステリアーレン

10:30~11:15

司会 田口 正樹 (北海道大学)

4 畑 奈保美 (東北大学)

15世紀初頭フランドルにおける高等バイイの「追放」事件

11:15~12:00

司会 河原 温 (東京都立大学)

第2部会 (9:00~12:00) 第1講義室

1 足立 孝 (名古屋大学)

11世紀アラゴン地方における隷属農民をめぐる

9:00~9:45

司会 丹下 栄 (下関市立大学)

2 三森のぞみ (慶応義塾大学)

14世紀前半のフィレンツェにおけるコムーネと教会

9:45~10:30

司会 大黒 俊二 (大阪市立大学)

3 亀長 洋子 (東京大学)

中世後期ジェノヴァ商人貴族における公債の受容

10:30~11:15

—ロメッリーニ「家」の事例から—

司会 大黒 俊二 (大阪市立大学)

4 北田 葉子 (慶応義塾大学)

コジモ1世の時代における「エトルリア神話」

11:15~12:00

—16世紀半ばの君主国フィレンツェにおける

文化とプロパガンダ—

司会 石坂 尚武 (同志社大学)

第3部会(9:00~12:00) 第2講義室

- 1 宮川 剛(京都大学) 近世ロンドンにおける都市行政
9:00~9:45 一教区の行政上の役割一
司会 指 昭博(神戸市外国語大学)
- 2 鈴木 直志(桐蔭学園横浜大学) 大選帝侯の政治遺訓
9:45~10:30 司会 神寶 秀夫(九州大学)
- 3 求馬久美子(北海道大学) 1681年の帝国軍制改革
10:30~11:15 一近世ドイツにおける帝国国制に関する一考察一
司会 阪口 修平(中央大学)
- 4 永岡 薫(聖学院大学) イギリス啓蒙哲学における「国家」と「宗教」
11:15~12:00 一ホップズからロックへの細い道一
司会 今井 宏(東京女子大学)

第4部会(9:00~12:40) 文学部201教室

- 1 根本 聡(神戸大学) 中・近世期スウェーデンにおける市の会
9:00~9:45 一ウップサラにおけるディーサティングを素材にして一
司会 清原 瑞彦(北海道東海大学)
- 2 飯尾 唯紀(北海道大学) トランシルヴァニア公国の宗教自由法令
9:45~10:30 司会 小山 哲(京都大学)
- 3 入江 幸二(関西大学) 17世紀スウェーデンにおける王領地回収政策 reduktionen
10:30~11:15 一エストニアとの関係を中心に一
司会 村井 誠人(早稲田大学)
- 4 川村 清夫(インディアナ大学) ボヘミア国法と1871年のボヘミア和協
11:15~12:00 司会 柴 宜弘(東京大学)
- 5 犬飼 裕一(早稲田大学) マックス・ウェーバー、ゲオルク・ジンメルと
12:00~12:40 世紀転換期歴史科学
司会 廳 茂(神戸大学)

第5部会(9:00~12:40) 第8講義室

- 1 並河 葉子(大阪大学) 国教会伝道教会と奴隷貿易廃止運動
9:00~9:45 司会 平田 雅博(青山学院大学)
- 2 松本 佐保(慶応義塾大学) イタリア1848年革命へのイギリスの対応
9:45~10:30 一チャーティストとマッツィーニの交流をめぐって一
司会 近藤 和彦(東京大学)

- 3 及川えり子(早稲田大学) トーマス・カーライルの『ニガー問題』と
10:30~11:15 J.S.ミルの「ネグロ問題」
司会 秋田 茂(大阪外国語大学)
- 4 山本 崇人(近畿大学) 英国議会上に於ける陸軍予算審議の転換点としての
11:15~12:00 クリミア戦争
司会 村岡 健次(甲南大学)
- 5 山口みどり(早稲田大学) ヴィクトリア時代のガヴァネス
12:00~12:40 一プロフェッションかアマチュアか一
司会 井野瀬久美恵(甲南大学)

第6部会(9:00~12:00) 第5講義室

- 1 中村 年延(同志社大学) 19世紀中葉フランスのポーランド問題
9:00~9:45 一政治的庇護制度の成立事情をめぐって一
司会 中山 昭吉(京都産業大学)
- 2 岡部 造史(東京都立大学) フランス第三共和政と地方行政制度
9:45~10:30 一1884年「コミューン(市町村)組織法」制定過程を中心に一
司会 小田中直樹(東北大学)
- 3 中本真生子(奈良女子大学) 第一次大戦終結後アルザスにおける「フランス化」をめぐって
10:30~11:15 一小学校教師の日記を中心に一
司会 天野知恵子(和歌山大学)
- 4 渡邊 千秋(福島大学) スペインにおけるカトリック青年運動(1923-1936)
11:15~12:00 司会 中塚 次郎(フェリス学院大学)

第7部会(9:00~12:40) 第6講義室

- 1 森 丈夫(名古屋大学) ヴァージニア植民地における地域社会の形成
9:00~9:45 司会 金井光太郎(東京外国語大学)
- 2 高野 泰(筑波大学) テンペランスの科学
9:45~10:30 一ベンジャミン・ラッシュの『共和国』における一
司会 古矢 旬(北海道大学)
- 3 山澄 亨(椙山女学園大学) フランクリン・D・ローズヴェルト政権初期の通商政策
10:30~11:15 司会 古矢 旬(北海道大学)
- 4 森田 英之(西南学院大学) アメリカの世論と日本占領
11:15~12:00 司会 新川健三郎(東京大学)
- 5 黒崎 真(筑波大学) アメリカ公民権運動とフリーダム・ソング
12:00~12:40 司会 太田 和子(共立女子大学)

シンポジウム

「国民になること、国民にすること」

クラーク会館講堂（13:50～17:30）

報告者

- 工藤 光一（東京外国語大学） 祝祭と「国民化」
—フランス第三共和政期の共和主義祭典（1880-1914）—
- 松本 悠子（中央大学） 「アメリカ化」運動と差異化
—ジェンダーと人種の視点から—
- 川越 修（同志社大学） 国民化する身体
—世紀転換期ドイツの社会衛生論—

コメンテーター

福井 憲彦（学習院大学）

司会

北原 敦（北海道大学）
栗生澤猛夫（北海道大学）

お知らせ

下記の発表は報告者のやむをえない事情により中止となりました。

第3部会

- 4 永岡 薫 : イギリス啓蒙哲学における「国家」と「宗教」
—ホップズからロックへの細い道—

古代史部会：小シンポジウム

古代ギリシャ・ローマにおける「政治史」再考

報告者

- 前沢 伸行（東京都立大学）
吉浦 麻子（福岡大学）
森谷 公俊（帝京大学）
本村 凌二（東京大学）

司会

- 伊藤 貞夫（放送大学）
長谷川博隆（中部大学）
松本 宣郎（東北大学）

コメンテーター

- 田村 孝（名古屋短期大学）
南川 高志（京都大学）

1. アテナイ民主政と財政問題

前 沢 伸 行

アテナイ民主政においては、一般市民の政治参加を確保するために役職の多くは籤引きで選ばれ、任期一年で再任はできず、さらに前5世紀にはその多くに役職手当が支給されていた。この役職手当は、前411/10年と前404/3年の寡頭派革命のなかで廃止され、前403/2年の民主政復活後もその多くは支給されなかったと考えられている。また前5世紀半ばからは民衆法廷への出席者に対して、前4世紀には民会への出席者に対しても手当が支給された。

ところで前4世紀の半ば、クセノフォンは『財政論』のなかで、戦争ではなく平和政策の維持によってのみ逼迫したアテナイの国家財政再建が可能であるとの確信に基づき、アッティカの自然的地理的条件を考慮に入れて、ラウレイオン銀山の再開発を中心とした具体的な提言を行なった。その提言の最終的な目的は、アテナイの市民に対して1人につき1日に3オボロスの手当を支給することであった。

クセノフォンの構想との関連は不明であるが、前4世紀後半のアテナイでは、エウブーロスやリュクルゴスといった財政的手腕に卓越した政治指導者によって国家財政の再建が成し遂げられ、さらに観劇手当として市民に対して1回あたり2オボロスの手当が支給された。観劇手当の支給については、当時の民会でもデモステネスらの弁論家によって不足がちであった軍事費に転用するよう異議が唱えられたが、なかなか廃止することができなかった。これらの諸手当の支給はどのような理念に基づいて実施されていたのだろうか、またそれはアテナイの民主政にとってどのような意味をもっていたのだろうか。本報告は、こうした問題を、関連する史料と文献の検討を通じて考察する予定である。

2. ローマ共和政末期の穀物供給政策

—共和政の構造と変質—

吉 浦 麻 子

本報告はローマ共和政の権力構造とその変質の解明を、統治の法的整備と権力の集中過程を手がかりとして行うものである。具体的には都市ローマ住民に対する穀物供給システムの確立過程が分析対象となる。

ローマ共和政の政治史研究は、共和政の権力装置——民会・元老院・政務職——の相互関係を主たる考察対象とした前世紀の法制史的研究を踏まえつつも、今世紀初頭以降むしろ事実上の統治階層の形成とその血縁的社会的諸紐帯に着目した「統治の実態」研究に重点を置いてきた。かかる視座に立脚して、共和政の実態は特定階層の「慣習」が権力を保証する形でのオリガルキーと理解され、従ってまた共和政の変質と元首制への移行とは、——前2世紀以降の帝国形成に伴う制度的社会的矛盾の拡大と連関しつつも——統治層内部に出現した「反慣習」的政治家の権力掌握過程と見なされ、これが謂わば「正統的」学説と位置づけられた。この見解に対して最近、制度の再評価ならびに政治文化という新たな問題関心が、統治階層概念の再考と権力諸関係におけるその相対化を要請しつつある。具体的には「民主政論」ならびに「民衆」の積極的な政治的位置づけという二つの動向が挙げられよう。

以上を踏まえて報告者は、「正統的」な共和政理解に一応依拠しつつも、前2世紀以降の諸矛盾の顕在化に対する元老院内部の対応の考察から、共和政変質認識の新たな視座の可能性を提示してきた。すなわちこの時期、統治において一方では慣習の質的变化が見られ、他方では相次ぐ諸立法による制度化が進行するが、この両者は従来の理解の如き反慣習ではなく、統治における非統治階層への配慮という新たな理念を示す。換言すればここには統治階層内部における権力闘争を越えた、しかしまた本質的にはオリガルキーの枠組みから出現した（すなわち「民主政」の想定を留保させる）全社会的な政策と社会の国家的編成への指向が示唆され、それ故に権力の一人への集中もこの脈絡において再考されるべきである、と。

この仮定の有効性は穀物供給において明確に認められると報告者は考える。都市ローマ

人口への穀物供給が原則的には市場での流通・販売に支えられ、国家による恒常的介入がなかった共和政中期までの状況は、まさに上述した共和政の構造の端的な表出と言えよう。それだけにこの状況に C. Gracchus による穀物供給法の導入（前123年）が国家の供給統制という新局面をもたらしたことは、共和政の変質にとって重大な意味を持っている。その背後には無論都市人口の膨張その他の現実的課題があったにせよ、しかし穀物供給のための最初の包括的政策の表れというこの法の側面は従来十分に論じ尽くされてこなかった。とりわけ少なくとも前70年代以降、供給法のイニシアティブはむしろ元老院内部の所謂「門閥派」と見なされる側にあったことが注目されるべきであろう。以上から C. Gracchus とそれ以降の穀物供給法をめぐる闘争に関しては統治層内部における「民衆派」の戦略という従来の位置づけを一旦離れ、今や穀物供給のための権力の、「門閥派」による国家への吸い上げの過程が論じられるべきである。しかしまたその際、国家への権力集中と言いつつも、実際には統治層自身によって一人にかかる権力の委任がなされたことこそが看過されてはならない。それは前56年の Pompeius に始まり、元首制における Augustus への元老院ならびに市民団からの「穀物供給への配慮 cura annonae」引き受け請願へと連なるのである。

3. 王権と女性 — 一夫多妻の政治学 —

森 谷 公 俊

古代マケドニア王家と古代ペルシア王家はいずれも一夫多妻を実践しており、王たちは正式の婚姻による複数の妻を持つのが通例であった。その結果、多くの場合王は母を異にする複数の息子をもうけることになり、このことが王位継承を始めとする王の政策や行動に無視することのできない影響を与えた。したがって、これら両王国の政治史を研究するためにも、王家の一夫多妻制を正確に理解することは不可欠である。

しかるに古代ギリシア人は一夫一婦制をとっていたため、王たちが複数の妻をもつという事実を理解することができなかった。現存するギリシア語史料は、彼女らの中のただ一人を正妻と称し、他の女性を妾、遊女などと呼ぶことが少なくない。その一方でギリシア人作家たちは王室女性の姿を興味本位に描きあげ、彼女らが王権に対して有害な影響を与えたかのように述べる傾向がある。近代の研究者もまたこうした偏見をそのまま引き継いできた。こうして我々が古代王家の一夫多妻制を理解するためには、徹底した史料批判によってこうした歪みを正すことから始めなければならない。

本報告は前4世紀のマケドニア王家に焦点をあて、必要に応じてアケメネス朝と比較しながら、一夫多妻の行動と心理が王権の性格や王国の政治といかなる関係をもっていたかを明らかにしようとするものである。これまでほとんど注目されてこなかった一夫多妻制の解明は、女性史研究に新しい領域を開くものであり、女性史をくぐり抜けることによって政治史研究を活性化させることができるであろう。

4. 政治にしみつく「性」事

本 村 凌 二

人間の肉体の差異に特別の意味を付与する知の作用をひとまずジェンダーと考えておくと、そうした知の作用がローマ人の政治の舞台にもなにかと影を落としていることは否めない。それは男性の美德や女性的美徳に言及する場合のごとく分かりやすいこともあるが、そうでない場合のさりげない表現に反映することもある。人間の行動規範の要の一つが性の問題であるなら、政治もまた「性」事に染められているにちがいない。歴史や政治をめぐる叙述や演説のいくつかを史料にしながら、いかなる政治の仕掛けがローマの男性と女性を作り出すのか、また、それはどのように変化するのか、について試論として考えてみたい。

第 1 部 会

報 告 者

1. 加納 修 (名古屋大学)
2. 大橋真砂子 (南山大学)
3. 小川 知幸 (東北大学)
4. 畑 奈保美 (東北大学)

1. メロヴィング後期宮廷伯の文書作成と機能

加 納 修

メロヴィング期フランク時代の宮廷統治機構を解明する作業は、19世紀のG・ヴァイツ、H・ブルンナー、ヒュステル・ド・クーランジュなど、フランク国制像の体系化を試みた大家たちの研究や、今世紀の前半までの二、三の個別官職についてのモノグラフィーを別にして、その後ほとんど行われていないのが実情である。

ところで、フランク国制の様々な局面において古代末期との連続が主張され、また中世初期の国家原理を「人的結合国家」と規定する旧来の見方への批判が多様な論者たちにより展開されている現在、統治組織の中核である宮廷官職についての史料所見を、その後の史料知見の拡大や、急速に進展しつつある貴族プロソポグラフィー研究、政治社会史的研究の成果を基に検討する試みは、新たな西欧中世初期国家像の構築のために欠かせない作業であろう。

こうした関心のもとに、本報告で取り上げるのは、フランク宮廷官職の一つで、国王裁判において重要な役割を果たした宮廷伯 (comes palatii) である。俗人の筆記活動や文書作成が衰退したと一般に考えられている7世紀中葉以後の国王の裁判文書において、この宮廷伯は当該文書の作成に関与したか、あるいは文書の作成そのものを実施した可能性さえ想定される。この問題は、一見些細のように見えるが、フランク国家における俗人の文書作成活動に関するこれまでの通念に修正を迫る重要な問題を内在させている。

いま一つの論点は、メロヴィング後期政治社会史の分野からの問題である。7世紀末、8世紀初頭のピピニーデンの台頭をめぐっての党派抗争の時期に、とりわけ多くの宮廷伯が史料上確認されるが、この現象の意味を探ることにより、この官職の実態を具体的に明らかにし、またこの時期の宮廷統治の特質を窺う示唆が得られよう。

2. ベーダの著作における政治性

—復活祭論争をめぐる—

大橋 真砂子

ベーダの『アングル人の教会史』(731)には復活祭論争に関する多くの記述がある。復活祭論争とは復活祭期日の算定をめぐる論争であり、当時3種類の算定方法が拮抗していた。従来ローマを中心とする西方教会の多くは、ヴィクトリウス方式とディオニュシウス方式を適宜使い分けてきていた。ベーダの著作ではディオニュシウス方式が唯一正しい算定方法として紹介されている。他方、アイルランドとブリタニアのケルト教会はかねてより独自の方式を採用していたが、時代が下るにつれてローマと同じ方式を採用する地域が徐々に増え、『教会史』が書かれた頃には、ケルト方式を採用していたのはウェールズ教会の一部のみとなっていた。『教会史』5巻23章においてベーダは、ウェールズのブリトン人がやがては自分たちと同じ方式を採用するであろう、という見通しを立てている。

こうした背景から、『教会史』における執拗なケルト方式非難が、いまだ残存していた復活祭問題に起因し、かつケルト方式の廃止を促す目的を有していたことが窺われる。そのみならず、ベーダの記述には、情報を操作してケルト方式非難を補強している箇所が見出される。そこで問題となるのが、ケルト方式を2～3世紀の小アジアの異端「十四日主義」と同一視し、加えて5～6世紀の恩恵論の異端ペラギウス主義と結び付ける理論である。十四日主義との同一視はベーダ以前の著作にも見出されており、ケルト方式を攻撃する際の常套手段であった。他方、復活祭問題とペラギウス主義との結び付けは、ベーダの著作において初めてはっきりと示されている。この結び付けは神学的な解釈から成り立っているが、強引さを伴っており、むしろ、十四日主義とペラギウス主義との共通性を示すことによって、より効果的にブリトン人を「正しい」復活祭慣習に導き入れようとする政治的意図がベーダの側にあったことが窺われるのである。

3. 13世紀北部テューリングンにおける 帝国ミニステリアーレン

小川 知 幸

H. ヘルビクは、かつて次のように述べた。シュタウファー期の「国王の帝国領国形成政策の領域的基盤は長くは守り通されなかった。その建設者は無自覚に自らその萌芽を腐朽させたのである」。12世紀後半から13世紀前半に行われた帝国領国形成の試みは、中部ドイツ地域において、すでに個別的に広がっていた所領複合を大規模な、それ自体完結した帝国領国へとまとめあげるはずであったが、帝国領が王権の手から滑り落ち始めるのもまさにこの時期であった。彼はこれを、シュヴァーベン、エルザスの帝国南西・西部における直接的利益領域の確保と、東部におけるその帝国諸侯への委任という2つの政策基軸から説明する。後者は、社会・経済的な衰退ゆえ旧来の帝国修道院から帝国財産を聖界諸侯へと移管し、彼らを再びレーン制的に結合せんとする帝国諸侯政策とも連動している。ところがこの説明は、多大な労苦をともなった帝国領の交換分合とその行政的中核としての拡充がなぜ水泡に帰したかという疑問に十分こたえていない。ポーズルは、ケインライヒがいかに「高級貴族＝教会の高権領域であった」かを述べるが、これは帝国西部に当てはまりこそすれ、東部すなわち中部ドイツ地域には、かれらの言う強大な帝国官僚＝帝国ミニステリアーレンも覇権的な聖界諸侯も見出されないのである。

近年、帝国領国形成にシトー派修道院の興隆とその特権付与との因果関係が指摘されている。本報告は、国王直轄領が優位を占めるにもかかわらず、東にヴェッティナー、南にルードヴィンガーの支配領域に挟まれ、然るべき注意を払われてこなかった北部テューリングンにおいて、帝国ミニステリアーレンの系譜と動向を数世代にわたって明らかにし、ここにシトー派という従来意識的に除外されていた要素を結合することで、王権が帝国領国の萌芽をなぜ「無自覚に」朽ちはてさせることとなったかにこたえるべく、その地域・構造的把握を目指す。

4. 15世紀初頭フランドルにおける 高等バイイの「追放」事件

畑 奈保美

1384年、フランドル伯領は相続によってブルゴーニュ公家の支配下に入った。かつては伯さえ凌ぐ実力を誇ったフランドル諸都市は、以来、低地地方に家領を拡大するブルゴーニュ家の君主権力によって、従来享受してきた自立性を脅かされることになる。諸都市と君主の勢力関係が、君主優位に推移していくこの過程は、ピレンヌ以来の伝統的な見方によって、時代の社会経済的変化に適したものと肯定的に評価されるにしても、それに反発する近年の潮流において、人々への圧迫と負担の増加として疑問視されるにしても、諸都市の分立主義(particularisme)が敗退して、中央集権的な国家が形成されるという、西欧他地域と共通の図式で捉えられている。しかし、16世紀後半以降のこの地域の歴史的展開の特異性をみれば、それに先立つブルゴーニュ時代の諸都市と君主権力の関係を、統治構造に目を向けつつ、より詳細に政治過程をたどって考察していく必要があると思われる。

こうした観点から、本報告では、ブルゴーニュ時代の初期、「分立主義とブルゴーニュ中央集権の衝突」と端的に評されている「リヒテルフェルデ事件」をとりあげてみたい。1400年、君主の中央役人である高等バイイのリヒテルフェルデは、内通の廉で一守備兵を処刑したが、受刑者がフランドル最大の都市ガンの市民権を持っていたことが問題であった。ガンの都市当局・エシュヴァンは、リヒテルフェルデに50年間のフランドル追放を宣告するという、衝撃的な抗議を行い、以後約2年間にわたって全フランドルを巻き込む政治的紛争が展開することになったのである。紛争の背景をなすフランドルの司法制度をふまえながら、大都市・シェテルニーの合議機関「四者会議(Quatre Membres)」の役割に注目することで、都市と君主の関係のフランドルに特有な一側面を明らかにしたい。

第 2 部 会

報告者

1. 足立 孝 (名古屋大学)
2. 三森のぞみ (慶応義塾大学)
3. 亀長 洋子 (東京大学)
4. 北田 葉子 (慶応義塾大学)

1. 11世紀アラゴン地方における隷属農民をめぐって

足立 孝

バン領主制の確立が、農奴制の典型的な成立の画期として重要視されているのは周知のとおりである。しかし、バン領主制という新たな支配と搾取の形態が農民層全体を捉える以前にも、個々に領主に隷属する農民は少なからず存在した。こうした隷属農民は、「西暦千年の変動」を強調する歴史家たちが主張するように、奴隷の後裔、または奴隷そのものとみなされるのであろうか。

まさしくバン領主制が未発達とされる9世紀から11世紀のアラゴン地方北西部の史料には、隷属農民層と目される様々な呼称の農民が記載されている。とりわけ『メスキューヌス』はそのうちの大部分を占め、これまでも法制史家を中心に幾度となく議論の対象となってきた。たとえばE・デ・イノホサは、11世紀の史料において『メスキューヌス』が保有地とともに、譲渡の対象となっている点に着目し、この地域の「農奴」の典型とする見解を提示している。だが、この点に関する限り、彼らをヴィラの従物として譲渡されるその他の呼称を帯びた、場合によってはいかなる呼称をも伴わない隷属農民と明確に区別することはできないのである。

本報告では、農民呼称の差異や有無にとらわれることなく、数少ない史料から読み取られる所見を用いて、隷属農民の領主への従属の態様、農民と保有地との関係などの社会状態の把握から、台帳型の記述を盛り込んだ証書を通じての経営形態の解明まで、9世紀から11世紀にかけて増加の傾向が見られたアラゴン地方北西部の隷属農民の存在形態を様々な角度から検討する。こうした作業はまた、「西暦千年の変動」論と、これを支持する傾向の強い地中海型封建制論者の所説の妥当性と限界を提示しうる点でも重要であると考えられる。

2. 14世紀前半のフィレンツェにおけるコムーネと教会

三 森 のぞみ

フィレンツェでは、14世紀を通じて支配領域の大幅な拡大と実質的な権力の集中が進み、多くの矛盾や対立を含みながらも、世紀末には本格的な領域国家支配体制への道が切り開かれることとなった。この流れに沿い、事実上すでに国家としての様相を呈していたものの、主権の法的根拠において微妙な立場にあったコムーネ都市は、次第に自らの権力の正当性を主張し始めるのである。しかし、フィレンツェにはゲルフ都市として基本的に教皇権への法的依存の伝統が存在しており、コムーネ権力の正当化が強まるにつれ、教会との関係は一層複雑な問題を生み出した。一方、教会制度史の上でも、この時期は組織の整備と中央集権化に著しい発展をみたアヴィニョン教皇庁時代にあたり、教会の権力構造そのものの変革期であった。フィレンツェにおいても、様々な事例から司教区の組織化及び教皇を頂点とする権力体系への統合の促進が確認される。

このように各々が再編過程にあった14世紀の聖俗両権力の関係について一定の展望を得るとともに、後に顕在化する諸要素が姿を現し始める世紀前半に焦点を当て、両者の関係をより実証的に検討することが本発表の目的である。当該時期については、1322-25年に成立した都市条例中の教会に関わる一連の法、またその直後の1327年に新たに発布された司教憲章の存在によって、フィレンツェの聖俗双方がどのような観点からどのような形で相互に法規定を試みたかを考察することができる。さらに、1327年の司教憲章に対してコムーネが強い反感を示した結果、1330年に同憲章の部分的な改訂が行われたことが知られており、イタリア半島の複雑な政治情勢の文脈に充分留意しつつ、改訂に至る迄の経過を種々の史料から辿ることによって、法規定から浮かび上がる聖俗関係の在り方を歴史の具体的な局面において捉え直すことも可能である。

3. 中世後期ジェノヴァ商人貴族における公債の受容

—ロメッリーニ「家」の事例から—

亀長洋子

中世イタリアの都市国家の多くは、その財政基盤の一部を、自身の発行する公債に負っていた。中でもジェノヴァは、公債の存在から独特の制度が生まれた都市国家として有名である。ジェノヴァでは債務者である政府に対し、債権者である公債所有者の権利が伝統的に強かった。税金の一部を公債の配当に回させていた上、14世紀には債権者が選出した役人によって構成される政府の部局も現れる。債権者の権利強化の一連の流れの中、1407年には債権者団体サン・ジョルジョ銀行が登場する。この銀行は、結成から約50年の間に、ほぼすべての公債の運用権を手中に収めた。15世紀半ば以降、租税徴収権・海外植民地や居留地の経営権の一部もこの銀行が握り、事実上国家統治の機構と化した。

こうした特徴にもかかわらず、ジェノヴァの公債研究は活発ではない。狭義の財政史・経済史・制度史の分野に留まった概論的・断片的な研究以外はほとんどないのが現状である。公債の債権者についても、公債の運用に携わるといった制度的側面以外の点で注目をあびることも少ないまま、今日に至っている。

公債研究は多くの場合、国家財政史の観点からなされる。しかし公債は、国家が発行した後、社会の中で流動し、債権者個々人の財産の一部を成す。債権者達はどのような事情のもと、どのような意識をもって公債を受容したのだろうか。そうした視点に基づく考察も、ジェノヴァのような債権者の強い社会においては、公債制度を末端から支えていくものからこのシステムを見つめ直す上で、また社会のあり方を考える上で、重要なのではないか。こうした問題意識に基づき、本報告ではある商人貴族の「家」の債権者を分析対象とし、当時のジェノヴァの社会状況と関連づけながら、債権者にとっての公債の意義を検討したい。史料としては公債債権者台帳、遺言、法令等を用いる予定である。

4. コジモ1世の時代における「エトルリア神話」

—16世紀半ばの君主国フィレンツェにおける文化とプロパガンダ—

北田 葉子

メディチ家によるフィレンツェ公国の2代目の君主であるコジモ1世(1519-1574)は、国内の党派争いと諸外国の脅威の中で疲弊していた共和国フィレンツェを、絶対主義的な枠組みをもって建て直した。官僚制度を整備し、彼の権力を頂点とした中央集権体制を作り上げたコジモは、ルイ14世と比較されることもある。そしてこの比較は文化政策の側面でも有効である。彼はアカデミアや大学といった文化機関を整備し、文化を政治的プロパガンダのために有効に利用した。絵画や彫刻といったヴィジュアル・アートに始まって、建築、歴史の編纂、そして祝祭と、彼はあらゆる文化を利用している。

このコジモが1544年、「エトルリア神話」の提唱者を援助することを決定した。「エトルリア神話」とは、フィレンツェを中心とするトスカナと呼ばれる地域、すなわち古代においてはエトルリアと呼ばれた地域の諸都市は、大洪水の約100年後にイタリアにやってきたノアによって建設されたものであり、フィレンツェはそのノアの直系の子孫のエジプトのヘラクレスによって建設されたものである、とするもので、15世紀末にアンニョ・ダ・ヴィテルボによって唱えられたものである。コジモの治世下、2人のフィレンツェ人がこの理論を取り入れた著作を世に出したのであるが、コジモは彼らの支援を決定したのである。

コジモはなぜ彼らを支援しようとしたのか。彼は、有名な先祖のロレンツォ・デ・メディチのように自らが文化そのものに関心を寄せていたわけではなく、文化をプロパガンダとして利用することに専ら関心を持っていたことで知られている。したがって「エトルリア神話」の利用にも、何らかの政治的な意味、プロパガンダとしての意味があったと考えられるのである。コジモが「エトルリア神話」の支援に踏み切った時代の政治的背景を見て行くことによって、この意味を明らかにするのが今回の発表の目的である。

第 3 部 会

報告者

1. 宮川 剛 (京都大学)
2. 鈴木 直志 (桐蔭学園横浜大学)
3. 求馬久美子 (北海道大学)
4. 永岡 薫 (聖学院大学)

1. 近世ロンドンにおける都市行政

—教区の行政上の役割—

宮 川 剛

16世紀後半から17世紀にかけてのロンドン社会は、従来、人口増加に伴う諸変化により不安定な状態にあったとされてきたが、近年、下部・末端レベルにおける行政の有効性に注目して近世ロンドン社会の安定を主張する研究が現れてきた。末端レベルでの行政はロンドンの都市行政全体の帰趨を左右しかねないものであったのだ。このような研究史上の近年の傾向を考慮すれば、当然「近隣社会」という非制度的な人的結合が行政に対して持つ重要性を見逃すことはできないだろう。しかしながら、この時期に進行した階層分化は、近隣社会内の結合を危うくしかねないものであり、行政には近隣社会内の対立を緩和する働きが期待されていた。本研究ではロンドン市の末端組織のうち、当時世俗・行政的役割を高めつつあった教区をとりあげ、教区行政の担い手の社会階層、活動内容を詳細に分析することにより、16世紀後半から17世紀にかけての教区行政と近隣社会との関係を明らかにしたい。

まず、教区会議事録を利用して、教区委員、貧民監督官などの教区役職就任者の顔触れを分析する。役職の就任パターンと年功序列や経済力などとの関係をみることにより、近隣社会における人的関係によって教区行政がいかに関与されたかを明らかにしたい。次に、教区委員の会計簿の分析により、救貧扶助を受けた者のプロフィール（性別、年齢、教区における居住年数など）や扶助の内容を詳しくみる。このことにより、階層分化によるダメージを緩和する仕組みを解明する。さらに、教区の諸活動（とりわけ救貧活動）の発展を、主にその財源の面から分析することにより、教区行政への教区民の協力状況をできるだけ数量的に明らかにしたい。これらの考察を通じて、当時のロンドン都市行政を根底で支えたメカニズムを解明したい。

2. 大選帝侯の政治遺訓

鈴木直志

フリードリヒ・ヴィルヘルム大選帝侯は、後のブランデンブルグ＝プロイセン国家の礎を築いた人物として、一般的に理解されている。三十年戦争の真っ直中に治世を開始した彼は、戦後の荒廃きわまる国土を再建し、18世紀になって完成されることになるプロイセン軍事＝官僚国家の建設を開始した。すなわち彼は、相互の連関性を欠く諸領邦を「一人の君主、ひとつの軍隊、ひとつの国家」へ、つまり全体国家へと高めようとしたのであり、そしてその国家に権力国家的性格を与えようとした、というのである。大選帝侯を論じるにあたって、従来、歴史家によってもっとも評価されてきたのはこの点であった。

しかし、このような「近代プロイセン権力国家」の発展史的シェーマから大選帝侯を位置づける立場は、近年、さまざまな領域で相対化されてきている。本報告は、こうした研究状況をふまえた上で、大選帝侯の政治遺訓を検証するものである。

政治遺訓とは、絶対主義時代の為政者が後継者に自らの経験を伝えるために書いた文書である。想定されている読者が後継者ただひとりであることから、著者の個性や認識がストレートに表現されるという性格を、この史料は持っている。1667年5月19日に作成された大選帝侯の政治遺訓においても、君主の徳目や、対外政策、国内行政、軍事などに関する彼の現状認識と後継者への説諭とが、赤裸々に述べられている。本報告では、相続、軍隊、帝国との関係などの項目にわたって大選帝侯の政治遺訓を検討し、彼の自己認識に見られる特徴を考察する。そこからは、これまでの大選帝侯のイメージとは異なった姿が浮かび上がってくる。すなわち、全体国家を建設しようとする意志よりも、家産的国家観をはじめとした、伝統的な秩序観念の方が濃厚に現れているのである。このような立場から大選帝侯像の再検討を提起すること、それが本報告の目的である。

3. 1681年の帝国軍制改革

—近世ドイツにおける帝国国制に関する一考察—

求馬 久美子

17世紀後半の帝国は、東ではオスマン・トルコ、西ではフランスからの圧迫を受けて深刻な対外的危機に直面していた。とりわけ弱小等族の集中する帝国西南部では、防衛のための超領邦的な協力体制が必要となった。こうした状況から、局地的な同盟によって帝国等族が集団的に防衛を図る傾向が生じたが、そのような努力とならんで、帝国全体で何らかの制度的な防衛体制を確立することが模索された。この試みに対して一定の結論を与えたのが1681年に出された帝国防衛令である。これによってもたらされた軍制改革は、16世紀以来の帝国等族の制度的な協力組織である帝国クライスに大幅な機能強化と自律的行為能力をもたらし、さらにその後の、西南部の複数のクライスが密接に結び付くいわゆるクライス連合の形成に大きな影響を与えるものであった。

しかしこの帰結に至る過程では、いくつかの構想が対峙し、それは帝国等族どうし、並びに帝国と帝国等族の利害関係を背景としていた。それはまた当時の帝国の政治秩序を反映するものでもあった。当時のドイツは領邦の単なる集合体ではなく、帝国の枠組みの中で様々な形態の伝統的な結び付きが存続し、あるいは新たに生み出されることを通じて、一定の政治的バランスが保たれていた。本報告では、1681年の軍制改革に至る過程とその帰結を検討することを通じて、このような帝国の政治的機能の一端を明らかにすることを目的とする。

4. イギリス啓蒙哲学における「国家」と「宗教」

—ホッブズからロックへの細い道—

永岡 薫

- 1) イギリス・ピューリタニズム研究とイギリス啓蒙哲学研究は交わるところがなくていいのだろうか。
- 2) イギリス啓蒙哲学の経験論的思考は、そのうちに「宗教的経験」を内包していると考えられるが、どうだろうか。
- 3) ロックに即して云えば、その「政教分離」は誤訳であり誤解の因(もと)だと思うが、どうであろう。
- 4) 同じく「自然権 natural rights」の主張をかかげて出発した政治哲学が、その政治理論的帰結において、ホッブズとロックの場合、なぜ正反対なのだろうか。
- 5) そこには、深く宗教思想の違いが介在していたように思われるが、どうであろう。

以上のような問題意識をもって、次の4点について報告したいと考えている。

- A) ロックの社会契約論的思考は、2つのあい異なる「自然」的思考を批判することから出発した。そのひとつはフィルマーの自然的父子の秩序観の批判であり、他はホッブズの感覚的な自然主義的人間観の批判であった。
- B) ロックは「自然」ではなく、「歴史」に重点をおいて思考し研究した。かれの〈historical, plain method〉のもつ意味は重い。
- C) ホッブズとロックにおける「平等」観の違いを明確にしたい。ホッブズは感覚的欲望主体の能力的平等論を主張する。それに反し、ロックは人間の諸能力の違い(不平等)を認めた上で的人格的平等論を主張している。図式化すれば次のごとくである。

cf.

- (1) equality of sameness (Hobbes)
[平準化したアトム的人間の平等=疑似科学的平等論]
- (2) equality of difference (Locke)
[違っているがゆえの人格の平等=キリスト教的平等論]

ロックにおいては、人間の知的・道徳的諸能力は互いに異なる。しかも知的に高いもの必ずしも道徳的に高くはない。しかし平等だということである。その意味するところは深い。

- D) 上の違いが、リヴァイアサンの絶対国家 (Hobbes) と自由な commonwealth (Locke) という両者の国家観への分岐を導く。

第 4 部 会

報 告 者

1. 根本 聡 (神戸大学)
2. 飯尾 唯紀 (北海道大学)
3. 入江 幸二 (関西大学)
4. 川村 清夫 (インディアナ大学)
5. 犬飼 裕一 (早稲田大学)

1. 中・近世期スウェーデンにおける市の会

—ウップサラにおけるディーサティングを素材にして—

根本 聡

中・近世スウェーデンにおける「市」と「会」は、その政治文化の特質を解明する上で有効な分析視角である。考察対象時空間の限定によって、両者の在り方を可能な限りの資料を用いて再構築の試みがなされるならば、豊かな歴史的現実の再現が可能である。

本報告では、研究対象を中世後期（主に15世紀）の古市・古都、ウップサラ Uppsala における「ディーサティング」（disating, 人民〔裁判〕集会の含意）を素材に、その慣行制度のもつ歴史的役割とは何かを問い、分析を企てる。ただし次の2点については暫定的小括にとどまることを付け加えたい。

第一に、現時点での入手可能な資料上の問題に関わる。それは単に中世期にデータが少ないという一般諸事情のみによらず、当史学会の研究蓄積や北欧史固有の問題群の取扱如何にもより、一部別稿にて既述した。ところが同集会の分析は、歴史学内外の諸成果、即ち一方で隣接諸科学（地誌・地理・地名・考古・民俗・社会・政治学等）の、他方で歴史社会・社会経済史学等の、動向と結果をも射程に入れるならば、少なくとも通観・俯瞰ないし予備的結論に迫れないわけではない。

第二に、当集会の基本的位置付けから北欧史全般の諸問題に至るまで、本テーマが当地域内の特殊状況にとどまらない細分・矮小化された問題ではないという設定それ自体に関わる。が、それは、市と会が政治集会という形をとり、他の諸代表制集会や参事会等と同時並行開催される傾向にあったという状況の論理による。よって、「市の会」の個別事例（典型的混合形態）の検討を通じて、一般化の到達目標には程遠くとも、当該「市の会」の在り方とそれがもつ非経済的要素の強さの度合を明らかにすることは可能となろう。

ただしこの方法で脱落する諸点、当市史、別地・種の「聖市」massa 関係で立った「市の会」の意義、及び他の諸例との比較考量の問題は触れられても積み残さざるを得ない。

2. トランシルヴァニア公国の宗教自由法令

飯尾唯紀

16世紀半ばからほぼ150年間、事実上独立した国家として存続したトランシルヴァニアにおいては、宗教改革諸派のほかカトリックや東方正教会等、複数の宗派が信奉されており、それらの宗派のうちいくつかは、公国議会で決定された法令により公認されていた。こうした法的基盤を伴った複数宗派の共存状態については、高レベルの「宗教的寛容」として高い評価が与えられたり、法令と食い違う一部地域の統治層の対応が取り上げられ、「寛容」の限界が指摘されたりしている。このような評価の相違は、恐らく、法令を地域の政策や実態と区別して法令それ自体の意味内容、論理構成を明確化させるという手順が省略された結果生じているものと思われる。議会の法令と実態とを照らして、地域的・時代的な相違を考慮しつつこの複数宗派の共存状況を評価することは、最終的には必要なことかもしれない。しかし、そもそもまとまった個別研究すらほとんど存在しないという現在の研究状況に鑑みても、わずかな情報からそうした評価を行うことは益の少ないことのように思われる。まず、議会の法令と実態の両者を区別し、法令は法令としてそれがもっていた固有の意味を検討したうえで、各地区の統治層の対応や多様な実態とのずれを探っていく必要があるだろう。

本報告は、公国議会の生成期に決定された一連の宗教関連諸法令を取り上げ、その内容の検討から、諸宗派に「自由」が認められるまでの経緯、及びその「自由」の身分上・宗派上の範囲について確定できる部分を明確にすることを主たる目標とする。そして、それら公国議会の場で決定された法令の性格を議会参加者内、および議会と公との関係から探り、実態とは異なる次元の問題として「宗教自由」法令の特質を考えておきたい。

3. 17世紀スウェーデンにおける王領地回収政策 reduktionen

—エストニアとの関係を中心に—

入江幸二

グスタフ2世アドルフ（位1611-32）からカール12世（位1697-1718）の時期のスウェーデンは「大国の時代」stormaktstidenと呼ばれる。対外戦争を繰り返すなかで拡大したその領土はバルト地域・ドイツ北部といった地域にも及び、大国時代のスウェーデンは「帝国」とさえ表現されている。領土的拡大は16世紀半ばから17世紀半ばまでの対外戦争をつうじて実現したが、この過程において国王は、戦費を捻出するために、あるいは貴族の国家勤務の代償とするために王領地の譲渡・売却を行なった。このことは結果的に王室財政の逼迫と一部大貴族の政治的・経済的な力の強化をもたらし、国内の諸階層に不満を抱かせることとなった。1655年と1680年の身分制議会において実施が決定された王領地回収政策 reduktionen は、貴族のものとなっていた旧王領地（あるいはその代替地）を王室に無償返還するものであり、国内の諸問題を一気に解決しうるものであった。これによりスウェーデン本国においては諸階層の不満は軽減し、財政・軍事制度は再建され、大北方戦争にいたるまでの相対的安定期をむかえた。

ところで、スウェーデン本国における安定をもたらしたこの王領地回収政策は、当時のバルト地域などの海外領土にはいかなる影響を及ぼしたのだろうか。本国と海外領土との関係、ひいてはスウェーデン「帝国」の性格についての研究は近年は決して盛んとは言えず、決定的な議論がなされないままとなっている。そこで本報告ではスウェーデン「帝国」研究の端緒として、王領地回収政策を軸としつつ、16世紀後半に平和的にスウェーデンに編入されたエストニア地方とスウェーデン本国との関係を検討していきたい。

4. ボヘミア国法と1871年のボヘミア和協

川村清夫

当発表は、19世紀中期のハプスブルク帝国の立憲化の過程の中で如何にボヘミア国法が発展し、二重君主制に連邦制的修正を加えようとしたボヘミア和協をもたらしたかを法制史的観点から説明する。

ボヘミア国法は、1627年の「改訂領邦条令」と1847年のボヘミア貴族の国王への請願に代表される、ボヘミア王国と貴族層の権利に関する「伝統的国法」と、1848年革命中にチェコ民族主義者が主張した「ボヘミア憲章」にはじまる、チェコ・ドイツ両民族の平等と市民的自由に関する「近代的国法」に区別できる。これら2種のボヘミア国法が合体し、チェコ民族主義の綱領たりうる新しいボヘミア国法が生成されたのは、1861年にボヘミア貴族とチェコ民族主義者が、ハプスブルク帝国の中央集権的立憲化に反対して連立党派を形成した事による。新しいボヘミア国法は、1867年の「ハンガリー和協」と「12月憲法」に反対する、「国法宣言」の形で1868年に表明された。さらにボヘミア和協により、新しいボヘミア国法は、ボヘミアとオーストリアの国法関係を改革する「基本法」と、ボヘミア王国憲法を意味する新しい「領邦条令」に発展した。

ボヘミア和協は、三重君主制を導入して「伝統的国法」を名目的に満足させることによって、ボヘミア・チェコ連立党派をオーストリアの立憲制に協力させようとしたオーストリア政府の政治的妥協と考えられがちである。しかしボヘミア和協の主導権を握っていたのはボヘミア・チェコ連立党派である。「基本法」は「伝統的国法」の要旨であるオーストリア内でのボヘミアの立法的自治を規定する一方、財政と「基本法」自体に関するオーストリア内の諸領邦の間の連邦主義的協議権を主張し、ひいてはオーストリア帝国議会の連邦化をも意図していた。新しい「領邦条令」の一部である「民族法」も、「近代的国法」に基き民族的平等を具体的に規定して「12月憲法」の不備を補っている。オーストリアの連邦化と民族的平等の徹底化により、新しいボヘミア国法の表現体であるボヘミア和協は政治的妥協を超えた、1867年以後のハプスブルク帝国の国制に大きな改革を加えようとしたのである。

5. マックス・ウェーバー、ゲオルク・ジンメルと 世紀転換期歴史科学

犬飼裕一

本報告は十九世紀末から二十世紀初頭にかけてのドイツにおける歴史科学の展開のなかでマックス・ウェーバーとゲオルク・ジンメルの業績を検討するものである。両者の貢献は、社会学の創始者として語られる場合にも、あるいは「生の哲学」や「行為理論」「近代社会論」の古典として解釈される場合にも、重要な一点を除外して論じられてきた。それはウェーバーとジンメルの両者が生涯にわたって一貫して志向した歴史科学の新たな展開という点である。二十世紀後半の社会科学の展開における全般的な非歴史化の趨勢はこれら二人の歴史科学者の事業からその本来の意図を切り離し、論者にとっての当面の関心である無時間的、自然科学志向的な概念や理論構成だけを取り出して理解しようとしてきた。その結果生じてきたのが彼らの非常に図式的で平板な学説史的位置付けである。「形式社会学」や「生の哲学」「行為類型論」「プロテスタンティズムの倫理テーゼ」といった形でしばしば言及される彼らの業績は、その本来の文脈とは関係なしに今日の理論的展開の先行者として顕彰されてきたにすぎない。

本報告はこのような解釈とは別にウェーバーとジンメルの理論的、実証的な事業がどのような意図の下に進められていったのかを検討する。その際に登場するのは、これまでの研究においてもしばしば言及されてきた「生」や「行為」や「芸術」「宗教」といった概念である。この点では本報告も従来の思想史研究の成果に多くを負っていると言わなければならない。ただし本報告でこれらは彼らが共通して取り組んでいた広範な事業、すなわち新たな歴史科学の創設とのかかわりから再検討されることになる。議論の力点となるのは、このような観点から見直すとき、彼らの仕事が従来考えられていたよりもはるかに多くの点で同時代の問題に呼応しているということである。つまり本報告の要旨は、ウェーバーやジンメルといった固有名詞に結びつけられた思想史研究にではなくて、むしろ世紀転換期ドイツという時間と場を共有した彼らの同時代的課題を明らかにすることにある。

第 5 部 会

報 告 者

1. 並河 葉子 (大阪大学)
2. 松本 佐保 (慶応義塾大学)
3. 及川えり子 (早稲田大学)
4. 山本 崇人 (近畿大学)
5. 山口みどり (早稲田大学)

1. 国教会伝道協会と奴隷貿易廃止運動

並 河 葉 子

奴隷貿易廃止運動については、近年、その社会的基盤の実証的研究が盛んに行われている。これらの研究は、奴隷貿易廃止運動とそれに続く奴隷制廃止運動が、他の社会改良運動とふかくかかわっていたことや、それが特定のグループや階層に属する人々でなく、社会階層も、主張も多様な人々が幅広く参加したものであったことを明らかにしている。しかし、他の社会改良運動と具体的にどのようにつながっていたのかを明確にして、運動が当時なぜそれほど広がりをもちえたのかを論証した研究は、十分であるとはいえない。

イギリスでは、奴隷貿易廃止運動が活発化したのはほぼ同時期に、海外でのキリスト教布教をおもな目的とするキリスト教伝道団体が相次いで設立された。これらの伝道団体も奴隷貿易廃止運動と密接なかかわりをもっていたとされている。当時、多くの伝道団体が設立されたのは、福音主義運動の結果であるし、また、福音主義とよばれる人たちが奴隷貿易廃止運動に大きな役割を果たしたのも事実である。とはいえ、伝道団体の主たる目的は海外布教であり、奴隷貿易廃止運動と直接接点があったわけではない。また、奴隷貿易廃止運動に対する各伝道団体の対応もさまざまであった。

報告では、国教会伝道協会 (Church Missionary Society) をとりあげ、年次報告書などから、協会が奴隷貿易廃止運動および奴隷制廃止運動と具体的にどのようにかかわったのか、また、どのような理念に支えられていたのかを明らかにする。同時に、設立時期のより早い福音布教協会 (SPG) と奴隷貿易廃止運動に対する姿勢などとも比較しつつ、奴隷貿易廃止運動の基礎となった理念の特色を考える。

2. イタリア1848年革命へのイギリスの対応

—チャーティストとマッツィーニの交流をめぐって—

松本佐保

1848年は周知のとおり、イタリアだけでなく大陸ヨーロッパ各地で革命や反乱が起った動乱の時代であった。これに対してイギリス政府は、1832年以降、議会改革によって革命を回避してきたという自負があり、1838年以来盛んになりつつあったチャーティズム運動に対しても、不満分子を議会自由主義によって体制内に取り込むという形で対処して来た。またチャーティズム運動自体、大陸ヨーロッパの革命運動と全く性格を異にするため、「1848年革命」のチャーティストへの影響やその革命の余波に対して、イギリス政府は、ほとんど懸念を示さなかったと言われてきた。しかし、イギリスの内務省や外務省の史料を入念に検証してみると必ずしもそうは言えない。

イタリアの代表的革命運動家マッツィーニの場合は、1837年の英国亡命以降に何人ものチャーティストや他の急進派知識層と親しく交わり、「人民同盟」を基盤とする政治活動を共に行なった。それにもかかわらず、彼の革命思想がイギリスの社会改良思想と根本的に異なり、相容れなかったため、その急進派分子にさえもごく限られた影響しか与えなかったのは確かである。しかし、1848年にミラノ、ローマ、そして他のイタリア諸都市で革命運動が起こると、英国の「ノーザン・スター」、「レノーズ・ニューズペーパー」、「スピリット・オブ・エイジ」などの急進系の新聞は、これを一斉に賞賛した。また亡命中のマッツィーニへの支持を表明する記述も幾つか見られる。そして、これらの新聞記事を内務省が収集、外務省に送っており、また、マッツィーニの政治活動や動向を追跡した報告が外務省から内務省に送られているのである。このように、1848年前後、イギリス政府はマッツィーニの動きに対して、はっきり懸念を示している。

つまり、現実には、マッツィーニの扇動によって革命運動が起る可能性はなかったとしても、政府がチャーティストとマッツィーニの繋がりをどのように見ていたかを分析することは、革命運動の国際的影響関係と政府の対応との係わり方を考える上で、少なからぬ意味を持つと思われる。

3. トーマス・カーライルの『ニガー問題』と J. S.ミルの「ネグロ問題」

及川 えり子

イギリス領西インド諸島で奴隷制が廃止（1834年）されてから15年後、植民地での砂糖産業の衰退、プランターの困窮がイギリス本国内で大きく取り上げられ、元奴隷が怠惰に過ごしているといった非難の声が高まる中、カーライルは「ネグロ問題に関する特別講演」（後に『ニガー問題に関する特別講演』と改題、通称『ニガー問題』）を発表した。カーライルは、カボチャを貪る怠惰な黒人像を描き、奴隷解放を支持した博愛主義と自由放任主義を掲げる政治経済学を批判し、優越人種である白人は劣等人種である黒人に強制労働を課す義務があると論じた。これに対する反論としてミルは「ネグロ問題」を即座に発表した。ここでは、二人の黒人論について考察していく。

カーライルの『ニガー問題』に対する研究者の見解は、非合理的で人種主義的だとする見解と、宗教的概念に基づいて書かれたものだとする見解とに、大きく二分できる。ここでは新たな解釈として、『ニガー問題』はカーライルの西インド諸島論と思想との二つのテキストから成り立っていることを示し、前者は当時の一般的認識の反映であり、後者は従来のカーライルの思想に基づくものであることを明らかにしていきたい。一方、ミルの「ネグロ問題」に対しては、カーライルの人種主義を果敢に反駁したとして称賛する見解がほとんどである。だがここでは、「ネグロ問題」は主にミルの思想のみに基づいて書かれていて西インド諸島の実情とかみ合っておらず、しばしば現状に対する認識不足のための外れな意見が論じられている点などを示していきたい。

二人の西インド諸島論と当時の一般的認識との関係、それらと実情とのずれ、そのずれが生じた経緯に関しても、時間の許す限り論じていきたいと考えている。

4. 英国議会に於ける陸軍予算審議の 転換点としてのクリミア戦争

山本 崇人

17世紀以降の英国議会は、陸軍の法的存在根拠たる共同抗命防止法 (Mutiny Act) を可決する権限によって、言わば常備軍の生殺与奪権を握り、また軍事予算の審議権を掌握することで、常備軍が国民の生命財産に脅威を及ぼすことを防止していた。特に19世紀初期、ナポレオン戦争が終結し、自由主義的改革が進展すると、常備陸軍は、その規模の大幅な縮小と、多数の官庁による陸軍行政分掌とによって、嚴重な抑制を受けた。これは、常備軍が国王大権の一部として英国憲政を脅すのではないかとする世論を満足させ、また軍事予算の膨脹による国家財政圧迫を防いだが、同時に縦割り行政や事務処理の重複など多くの不効率をも生み、また陸軍行政の実情を議会が予算案の審議を通じて包括的に把握することを阻害した。1832年以来この弊害の是正を求める声が議会に生じていたが、差し迫った軍制改革の必要を世論が感じず、また行政機構内に改革実施の拠点たり得る機関を有さなかった当時においては、改革論は散発的なものに終結し、改革は進捗しなかった。一般に、このような軍政の欠陥は、第1次グラッドストーン内閣時代まで是正されなかったとされる。その間のクリミア戦争では陸軍軍制の欠陥が暴露されたが、「クリミア戦争の生み出さなかったものに陸軍改革がある」(トレヴェリアン) と見なされている。しかしながら、クリミア戦争を境にして、英国議会には、陸軍改革を要求する継続的かつ強力な圧力が存在するようになった。これは、クリミア戦争中に陸軍行政を予算案審議で総合的に把握し得る体制が議会で要求され、その要求が、陸軍省への陸軍行政収斂と予算執行の一元化を実現し、更にそれによって予算案審議において陸軍行政の欠陥が議会に強く認識されたためであった。こうして形成された陸軍改革論こそが、第1次グラッドストーン内閣時代の陸軍改革の実現につながったのである。

5. ヴィクトリア時代のガヴァネス

—プロフェッションかアマチュアか—

山 口 みどり

ヴィクトリア期のガヴァネスに関しては、これまで数多くの研究がなされている。我が国でも、河村貞枝が、ガヴァネスの窮状が女権拡大運動の起爆剤になった点を指摘している。実際に19世紀半ば以降、ガヴァネス救済に端を発し、女性のための新たな職の開拓や、教育の改善などが試みられている。しかし、ガヴァネス救済活動の背後には、当にこの動き、つまりガヴァネスの窮乏が女性の権利を求める声を誘発しかねない点への懸念も存在した。一方、Pamela HornやKathryn Hughesの研究はガヴァネス出自を探り、社会的上昇のためにガヴァネスになった下層中産階級の女性がガヴァネスの一部に存在したことを示唆している。

有給の職に就き、経済的に自立したガヴァネスは、身分的に「レディ」の定義に当てはまらないばかりか、ヴィクトリア的女性像からも逸脱していた。ガヴァネスは、いわば「階層」の境界と「ジェンダー」の境界の交点に位置していたのである。19世紀半ばにガヴァネスへの注目が高まったのは、「階層」や「ジェンダー」の境界の揺らぎに対する反応であったと考えることができるのではないか。

本報告では、ガヴァネス救済活動のうち、専門教育によるガヴァネス職の「プロフェッション」化計画を取り上げた。ガヴァネス職を通じた社会的上昇や女性の社会進出を助長しかねない同計画は、ガヴァネス予備軍たる中産階級の女性一般の教育へとすり替えられていく。育ちのよい女性の教育水準を押し上げ、万一零落した場合に備えるという間接的かつ遠大な救済方法に止まった訳である。「階層」と「ジェンダー」という要素が、プロフェッション化によるガヴァネス救済計画の進展とどのように関わったかを検討したい。

第 6 部 会

報 告 者

1. 中村 年延 (同志社大学)
2. 岡部 造史 (東京都立大学)
3. 中本真生子 (奈良女子大学)
4. 渡邊 千秋 (福島大学)

1. 19世紀中葉フランスのポーランド問題

—政治的庇護制度の成立事情をめぐって—

中村年延

1793年6月24日に採択された「モンターニュ憲法」は第120条で、次のような条文を規定して、政治的庇護制度の確立に大きく寄与した。「フランスは自由の運動のために祖国を追放された外国人に庇護を与える。専制君主に対しては庇護を拒絶する」と。やがてこの93年憲法の精神は1946年憲法の前文にも、また現在の第五共和制憲法にも受け継がれた。

我が国では、この庇護権（制度）に関する研究は法制史の分野において国際法の視点から論じられた。しかし、ある規模を持つ特定の集団的な政治亡命がその社会に与える影響を考慮するならば、庇護制度の発展を社会史の視点から見直す必要があるだろう。つまり亡命者側と受入れ先の社会におけるナショナリズムの対立、あるいはアイデンティティーをめぐる視点から、より幅広く改めて検討されるべきであろう。

本発表の目的は、以上のようにフランスの政治的庇護制度の発展において、19世紀中葉の亡命ポーランド人が担った役割を考察することにある。1831年から60年代にかけてフランス政府は約8千人におよぶ亡命ポーランド人を受け入れた。この事例は後世にフランスが受け入れた実績と比較すれば、数値的には小規模であった¹⁾。しかし、その歴史的重要性はフランスが大量の亡命者を受け入れた最初の事例であり、前例のない事件であった、ということにある。本発表では、当時の代表的な亡命ポーランド人と、主要なフランス知識人におけるソシアビリテを明らかにすることによって、当時の庇護制度のありかたについて検討したい。

- 1) 20世紀初期、フランス政府はトルコからのアルメニア人難民30万人、またロシア人難民40万人、共和派スペイン人難民40万人以上など、大量の難民を受け入れている。

2. フランス第三共和政と地方行政制度

—1884年「コミューン（市町村）組織法」制定過程を中心に—

岡 部 造 史

1870年に成立したフランス第三共和政は、初等教育政策に代表されるさまざまな国民統合政策を実施した体制として理解されている。この時代には現代にまで続く諸制度が整備されるが、地方行政制度に関しても共和政は新たな法律を制定し、フランス革命以降の制度の変化に終止符を打った。1871年の「県会に関する法律」と、1884年の「コミューン（市町村）組織法」の2つがそうである。

この第三共和政の地方行政制度に関して、これまで独自の考察の対象となることはほとんどなかったといつてよい。その理由は、革命とナポレオン期以降、フランスの地方行政制度は一貫して強力な中央集権的性格を有するとされ、19世紀における地方行政制度の改革には比較的関心が払われてこなかったためだと思われる。さらに第三共和政の改革の場合、共和派が1860年代に「行政の地方分権化」をスローガンとして反体制運動を展開していたのに反して、政権到達後の彼らの改革がその観点からはきわめて不徹底に終わったことが、この改革のいっそうの過少評価につながったものと考えられる。

この地方行政制度改革に関しては、これまで、フランスにおける地方分権化の歴史や第三共和政の政治において、もっぱら中央集権—地方分権という対立軸でのみ議論されてきた。しかし地方行政制度の問題を国家機構の問題として考える場合、このような対立軸のみでの理解は、国家の「重さ」の問題にのみ注目するものとはいえないだろうか。

本報告では、1880年代から共和政をリードする穏健共和派の地方行政制度をめぐる態度を、主にコミューン（市町村）に関して検討する。そして穏健共和派にとって、地方行政制度の改革とはどのような意味を持っていたのかを明らかにしたい。

3. 第一次大戦終結後アルザスにおける「フランス化」をめぐって

—小学校教師の日記を中心に—

中本 真生子

1918年11月、第一次大戦の終結とともにアルザス地方はフランスに復帰した。フランス軍のアルザス諸都市への入城はトリコロールの旗、リボン、花々、そして民衆の歓喜の声によって迎えられた。しかしこのフランスとアルザスの蜜月は長くは続かず、1919年の早春にはフランスにたいする不満がアルザスの各地で形をとりはじめる。「アルザスはもはやフランスが別れた当時のアルザスではなかった。しかしフランスはそのことを認めようとはせず、失策を重ねた。」復帰直後からの、言語問題を中心とするフランスとアルザスの対立は、このように表現されることが多い。たしかにアルザスはドイツ帝国下、ドイツ語方言の母語アルザス語を日常的に使用し、ある程度の自治権を獲得し、また「フランスでもドイツでもない、独自のアルザス」という意識をも芽生えさせていた。しかしそれ以上に対立の原因となったのは、フランス自身の変貌であったと考えられる。アルザスが再会したのは第三共和政下、「フランスに忠誠を誓い、フランスに復帰する日を待つアルザス」というイメージを一種のシンボルとして、地方の統合と大衆の国民化を進めた強力な中央集権国家フランスであった。当局によるアルザスの性急なフランス化、同化政策はこの文脈のなかで捉えなければならない。またフランスによる同化政策はすなわちアルザス人の「フランス国民」化であり、それにたいするアルザス側の受け止め方（不満、不安、抵抗、あるいは少数の賛同）もこの点からの再検討が必要であろう。そしてこの「国民化」の中心となり、またそれゆえにアルザス側の抵抗の焦点となったのが学校、特に小学校における言語と宗教の問題である。よって本報告においては、アルザス人の「フランス国民」化という視点から、一小学校教師の日記を手がかりとして、アルザスの小学校におけるフランス化と、それにとまなうアルザス側の意識の変化という問題を考えてみたい。

4. スペインにおけるカトリック青年運動 (1923-1936)

渡 邊 千 秋

スペインにおけるカトリック青年運動の萌芽は、既に19世紀後半には芽生えていたとされる。しかし現実には、1923年にフライブルクで開催されたカトリック国際学生連合の第3回大会へのスペイン代表派遣をきっかけに、「スペイン・カトリック青年会」を中心として、カトリック青年男子の活動が組織化されていくことになったのだといえる。

スペインにおける「カトリック・アクション運動」の一環である「カトリック青年会」は、本来的には平信徒の教育・意識形成を目指しており、規約にも政治的活動目的は記されていない。組織の形成期である1920年代後半は、プリモ・デ・リベラ独裁体制期と重なっており、体制側から活動を妨害する圧力は加えられず、教区教会を中心とした下部組織の形成に力点が置かれていた。また1927年2月の第1回全国大会開催を境に教区教会を取りまとめる司教区連合の創設が促進された。

しかし1931年4月に成立した第二共和国のカトリック宗教教育の禁止を中心とする一連の反強権的政策を前に、「カトリック青年会」は青年の「よきカトリック」としての意識を高めるための手段として、カトリック要理教育を教区単位で実践していく方針を強める。その一方この時期までに「カトリック青年会」で意識形成された青年たちは、より実践的な政治活動の必要性に目覚め、政党活動を開始していった。これに呼応して、まだしっかりとした意識形成のされていない、より若い青年たちの政治参加が進んだが、このような傾向は「カトリック青年会」内部での政治への積極的介入奨励派と消極派との間の分裂を導くことになった。

本報告では以上の点を踏まえたうえで、1920年代、1930年代のスペインにおけるカトリック青年運動の展開と、政治的状況との関連性を明らかにしていきたいと考える。

第 7 部 会

報 告 者

1. 森 丈夫 (名古屋大学)
2. 高野 泰 (筑波大学)
3. 山澄 亨 (椋山女学園大学)
4. 森田 英之 (西南学院大学)
5. 黒崎 真 (筑波大学)

1. ヴァージニア植民地における地域社会の形成

森 丈 夫

イギリス領北米植民地のなかでも、チェサピーク地域に属する植民地、すなわちヴァージニアとメリーランドは、モノカルチャー農産物であるタバコ農業を基軸として社会が編成されていったことで知られる。つまり植民地開発にとっての二つの最重要課題、すなわち一方の開拓と入植のプロセスはタバコ輸出の拡大あるいは移民の増加による土地需要の増大とともに進行し、また他方の人口増加もタバコ経済の拡大による労働力需要の増大とともに、その大部分をプランテーションにおけるタバコ農業の主要労働力である年季奉公人と奴隷によって担われていたのである。こうした事柄に加え、1970年代以降のアメリカの諸研究は主に人口動態の調査によって、チェサピーク植民地社会においては男女比のアンバランスと死亡率の高さが常態であったことを解明し、そのことが年季奉公人に主要労働力を依存する生産構造と連関して、家族形成の阻害をはじめとする社会的不安定の原因であると論じてきた。本発表では、このようなチェサピーク植民地社会の持つ構造的な不安定と社会的また地理的な流動性を前提としつつ、統治機構がいかにしてそれに対応し、植民地社会が社会的および政治的な秩序に向けて編成されていったのかという課題を対象とする。その際に、議論の中心となるのは、従来の諸研究が扱ってきた植民地政府と議会の統治政策ではなく、むしろ植民地時代を通じて地方政府として地域社会の統治を担っていた郡役所およびその行政・裁判官である。17世紀初頭の入植開始から約半世紀間、植民地政府は統治構造を模索するなかで、行政と裁判の権限の大部分を郡役所に移行させた。その点について従来は地理的な効率性という点に焦点が置かれていたのだが、本発表では一つの郡のデータをもとにしながら、治安判事を中心とした地域の有力者の人的な関係が地域社会の社会基盤として有効に機能していたことがその背景にあるという視点を提出する。

2. テンペランスの科学

—ベンジャミン・ラッシュの『共和国』における—

高野 泰

フィラデルフィアで生まれたベンジャミン・ラッシュ (Benjamin Rush: 1746-1813) は、アメリカ独立戦争時に軍医として従軍した医者であり、独立宣言に署名をした建国の父祖の一人であり、またペンシルヴァニア大学の創立者の一人であった。彼が政治や教育に関して重要な役割を果たしたことは、今日様々な研究で見ることができる。

しかし同時に彼は、社会改革の分野においても、重要な役割を果たしていた。とりわけ重要と思われるのが、テンペランス運動で彼が果たしたものである。

独立戦争に従軍した経験から、蒸留酒の身体に対する影響について疑問をもった彼は、1784年に「人間の身体と精神に対する蒸留酒の影響についての研究」を発表した。当時一般には、蒸留酒には医学的な効用があると広く信じられていたが、この論文でラッシュは、医学的見地からそれを否定したのであった。そしてこの「研究」は、後に19世紀に本格化するテンペランス運動を動機づける、重要なものの一つとなった。ライマン・ビーチャーを始めとする主要な改革者の多くが「研究」に影響を受けており、またアメリカ・トラクト協会といった改革組織なども、ラッシュの「研究」を数多く再版した。

19世紀に端を発するテンペランス、後の禁酒運動は、聖職者達が指導的立場にあることが多かった。そのため、社会的影響力を失いつつあった彼らの復古的な試みとして、あるいは全く反対に、聖職者達の宗教的な善意の発動として、運動を解釈するのがこれまでの通例であった。しかしながら、ラッシュの「科学的」なテンペランス思想が、実は改革の重要な契機の一つであったという事実は、こうした従来の説の再検討を迫るものと考えられる。

本発表では、後世に多大な影響を残したラッシュの「科学的」なテンペランス思想の成立の過程、またその特質を彼の「研究」を中心に考察していく。その場合、彼自身の政治その他の思想を、視野に収めながら検討していく。

3. フランクリン・D・ローズヴェルト政権 初期の通商政策

山 澄 亨

大恐慌が深刻の度合いを深めていた1933年に大統領に就任したフランクリン・D・ローズヴェルトは、「ニューディール」による国内復興を優先事項と考えていたが、輸出入とも急激に落ち込んだ海外通商問題を放置しておくことはできなかった。そこで、34年に互惠通商法を制定して、貿易の拡大を目指したのである。この法律は、関税率の決定権の一部を大統領に委譲し、また、前世紀以来の高関税政策を廃して、関税の低減による多角的自由貿易の実現を目指したことから、アメリカ通商政策の転換点であるといえよう。この法律制定の中心となったのは、コーデル・ハル長官をはじめとする国務省であった。彼らは、普遍的自由貿易体制の実現を唱え、関税障壁によるブロック化こそが国際紛争の原因であると考えていた。こうした考えは、第二次世界大戦後のアメリカの外交政策にも大きな影響を与えることになる。しかしながら、1930年代には、彼らが中心となって、互惠通商政策を通して、アメリカはラテンアメリカ地域に影響力を拡大し、ブロック化を進めていったのである。そこで本報告では、この当時ラテンアメリカに対して展開された「善隣外交」による西半球の一体化の問題と、互惠通商政策に込められた普遍的世界秩序の問題の関係を扱うことにする。経済的な苦況だけでなく、ファシズムや社会主義の影響が西半球にも及ぶ状況で、アメリカが普遍的理念を前面にだすことでブロック化を進めることについて、当時の国務省首脳はどのように考えていたかを報告したいと考えている。

4. アメリカの世論と日本占領

森田英之

日本敗北後アメリカ軍を主力とする連合国占領軍によって、理想的な形態にはほど遠いものであったにせよ、農地改革や憲法改定など、かなり徹底した非武装化＝民主化政策が実施された。このことは、一応とも反ファシズム闘争を戦っていた米国の戦後処理政策としては、当然のこととして今日では認識されている。しかし英国はもとより、アメリカ政府内部においても改革の実施を渋り旧態依然たる日本の国家体制の温存が自国の利益になるとする主張も有力であった中において、なぜこのようなラディカルな政策の実施が可能であったのかという疑問は、やはり残るであろう。

もちろん国務省内の「中国派」や、米国 IPRや「アメラシア」グループに代表される中国問題専門家、それにニューディーラーらのリベラル派が、人権・経済民主化の視点から戦後日本に徹底した社会変革を主張して、直接・間接の対日占領政策の急進化に大きく影響を与えたことは、近年の諸研究によって明らかにされた重要な事実である。

しかしアメリカではとりわけ1930年代以降、国内・対外政策並びに大戦後の世界政策のいずれもが、意識的に世論を重視して形成されたことを考慮に入れると、占領政策のラディカル化に一般世論が一定の役割を果たしたであろうことが考えられる。したがって世論を検討してみることも、この疑問の解明には必要となってくるであろう。

このような視点からこの報告では、世論をかなりの程度まで代弁していたと考えられる新聞論調に着目して、アメリカ各地域の新聞に表明された対日観とりわけ天皇観を調べ、その親・反天皇観の論調にどのような強弱が見られるか概略明らかにしたい。また各紙に見られる親・反天皇観がその極東観、とりわけ中国共産党観といかなる関連をもっていたかを明らかにして、日本占領の「急進性」の背景を考えたい。

5. アメリカ公民権運動とフリーダム・ソング

黒崎 真

1950、60年代のアメリカにおける公民権運動は、黒人教会を母体として展開された。それゆえ、アメリカ市民としての政治的、経済的諸権利を獲得しようとする公民権運動は、極めて宗教的色彩の濃い運動でもあった。本報告では、「歌う運動」という視点から、公民権運動が有していた宗教的側面を考察する。

公民権運動を通じて、黒人民衆は肉体的苦痛に加えて、いつ来るとも知れない死の恐怖、つまり心理的恐怖の中におかれていた。こうした肉体的精神的緊張状態に直面した黒人民衆を支えたものは、「歌う」ことであった。彼らは宗教歌（黒人霊歌、讃美歌）を歌い、直接的状況にあうようそれらの歌詞に言葉の修正を加えて出来たフリーダム・ソングを歌った。

黒人民衆は、公民権運動といういわば第二の黒人解放運動において、黒人霊歌の伝統に目を向けた。奴隷制時代に歌われた黒人霊歌には、神の歴史への介入と奴隷的拘束からの解放の精神が込められていた。したがって、黒人霊歌を歌うことは、彼らのそれまでの長い受難の歴史を一瞬にして追体験する最も有効な手段であり、そうすることによって、彼らは一つの民としての解放に向かって士気や勇気を高め、団結することができたのである。

公民権運動の時期に黒人霊歌に込められた解放の精神は、フリーダム・ソングとして復活し、黒人民衆をその根底から支える原動力となった。しかし、フリーダム・ソングは黒人民衆によって歌われただけではなかった。黒人霊歌の精神は、公民権運動の高まりの中で白人によってもその価値を再発見された。こうしてフリーダム・ソングは、黒人だけでなく白人も、また思想、信条を異にする多様な人々の心をも動かし、彼らの士気を鼓舞し、彼らを統合し、公民権運動を推進する大きな原動力となったのである。

シンポジウム

国民になること、国民にすること

報告者

1. 工藤 光一 (東京外国語大学)
2. 松本 悠子 (中央大学)
3. 川越 修 (同志社大学)

コメンテーター

福井 憲彦 (学習院大学)

司会

北原 敦 (北海道大学)

栗生澤猛夫 (北海道大学)

1. 祝祭と「国民化」

—フランス第三共和政期の共和主義祭典（1880-1914）—

工藤光一

1880年から第一次世界大戦にかけてのフランスでは、民主的・世俗的共和国の下での「国民」の形成という課題が意識的に展開された。この時期に設けられた数々の公的祝祭—例年の「国民祭典」としての7月14日祭（1880年制定）、全国三部会百年記念祭（1889年）、共和政宣言百年記念祭（1892年）、新たな連盟祭の試みと言える「市町村長たちの宴会」（1889、1900年）など—も、この課題のために第三共和政が用いた技法の一つであり、カトリックの儀礼を排除した「神なき祭り」の歓喜のうちに、共和主義的「国民」としての意識の形成を促す場として機能することになる。

だが、これらの祭典は、国家による「上からの国民化」の装置としてのみ機能したのではない。第三共和政は、フランス革命の記憶を「建国神話」として制度化しながらも、国旗と国歌を別にすれば大革命に起源をもつ象徴の体系的な普及を国家政策として推進することはなく、また公的儀式への参加を市民に強制する動員体制を敷くこともなかった。市町村単位で行われた祭りに「国民的」性格を付与したいくつかの諸要素—共和国像（マリアヌ像）の普及、「自由の木」（「共和国の木」）の儀式、祭りへの学童の動員（とくに市民=兵士のミニチュアとしての子供による模擬軍隊行進という形での）—は、国家レベルで制度化された記憶や「創出された伝統」とは異なる、個人・家族・地域社会の記憶や伝統を背景に、ローカルなイニシアティブから由来していた。ローカルな祭りの現実は、多元的な「国民化」の相貌を浮かび上がらせるのである。

これらの祭典は、まさに「国民にすること」と「国民になること」という二つの動きが、矛盾を孕みながら接合した場であった。本報告では、そうした祭典の性格を検証するとともに、主に農村の事例に注目しながら、ローカルな社会的結合と権力関係においてこれらの「国民的」祭典がもった意味を考察することを通じて、地域社会と「国民国家」との関係という問題へとアプローチしてみたい。

2. 「アメリカ化」運動と差異化

—ジェンダーと人種の視点から—

松本悠子

アメリカ合衆国では、世紀転換期から1920年代にかけて、「国」としての「統合」が強く意識されるようになった。本報告では、同時期のアメリカ西部、特にカリフォルニア州に注目して、人と人とのつながりにおける「国民」の意味を考えたい。20世紀初頭のアメリカ西部には多様な人種・民族が流入を続け、農業の資本主義化、工業化、都市化が急速に進展していた。このように変動する社会では、「権力秩序」によって「国家」が人々を統合するという直線的な図式を描くことは難しい。カリフォルニアでは、流動的であるが故に「アメリカ人」あるいは「国民」を意識的に作りだす運動が「上から」だけではなく、社会の多様なレベルで活発に行われたのである。

本報告では、なかでも、宣教活動、白人女性の活動、工場内での運動、移民コミュニティの活動、さらには、州や地域の政府による活動となった「アメリカ化」運動を見直したい。実際に地域に根ざした運動では、多様な社会的結合の場において、様々な方向に統合の力が働いていた。結果として、「アメリカ人」という言葉を共有しながらも、意味するところは必ずしも同じではなく、この矛盾が社会摩擦を生み出す要因の一つとなったのである。同時に、この運動が「アメリカ的生活水準」に関する教育など、ジェンダーの在り方と深く関わっており、医療や福祉などの社会政策の一面を持っていたことにも注目したい。

なお、この時期は連邦による移民規制、地域の排斥運動、教育や住居隔離も同時に進行していた。特に、カリフォルニアでは、「国民」の「社会的境界」並びに「国民」の中の差異化の問題が人種との関りで論じられている。本報告では、この動きと「アメリカ化」運動が表裏一体の関係であったという視点から、アメリカの「国民」になること、「国民」にすることの意味を考えてみたい。

3. 国民化する身体

—世紀転換期ドイツの社会衛生論—

川 越 修

19世紀末から第一次世界大戦にかけての世紀転換期、ほぼ百年をかけて工業化と都市化をおしすすめてきたヨーロッパ社会は、大きな転換点を迎える。

日本でもようやく最近になって翻訳の出版された『大衆の国民化』（柏書房、1994年）と『ナショナリズムとセクシュアリティ』（同、1996年）において、ジョージ・L・モッセは、世紀転換期のドイツ社会を比較史的観点から検討するための多様な切り口を提示している。なかでも重要なのは、「国民主義」（ナショナリズム）の成立と表裏一体の関係にある「市民的価値観」（レスペクタビリティ）の浸透に、性と身体のコントロールが果たした役割が強調されている点である。

本報告は、こうしたモッセの問題提起をふまえ、19・20世紀の近代社会を「国民社会」としてとらえるという仮説から出発する。世紀転換期に「国民社会」が「市民」社会から「大衆」社会へと深化することによって、フル稼働しはじめた近代社会システム。（私自身は、『性に病む社会』山川出版社、1995年、において、これを社会国家システムととらえ、その生成・展開過程を性病問題を素材に検討した。）この近代社会システムの作動メカニズムと、それがもたらした帰結について、「国民化する大衆」の性と身体をめぐる問題領域を手がかりに考察することが、本報告の中心課題となる。

報告においては、ドイツにおける社会衛生学のパイオニアの一人であるA・グロートヤーンが1917年に出版した『衛生学の求めるもの：衛生的人間・衛生的家族・衛生的居住・衛生的国民』を、テキストとして取りあげる。「国民になること」および「国民にすること」という二つの動きの交錯点に現出する社会衛生という言説の解釈は、「ソシアビリテとしての国民国家」にアプローチする道を探るうえでも、恰好の素材となろう。

比較都市史研究 2 (第6巻～第10巻/合本) 残部30部

比較都市史研究会 1996年1月発売・B5判・上製本・函入・15000円(税別) *1は品切れ
 日本西洋史学会大会参加者に限り 50% Off (直接小社にお申し込みください)

- ヨーロッパ中世における商人の歓待 (H.C.パイヤー)
- アレポ都市社会の構造 (黒木英亮)
- バーゼルとエルザス諸都市の同盟政策 (佐藤るみ子)
- 中世後期ヨーロッパにおける都市の地位 (B.テッパ)
- 17世紀ロンドンの銀行業と預金者層 (堀元子)
- 14世紀末シュト랄ズントにおける市民抗争について (ス波照雄)
- 中世パリの市壁をたずねて (高橋清徳)
- 西洋中世都市警見 (脇田晴子)
- 中世後期ネーデルラント都市の公証人 (河原温)
- 中世交易地 聖アイヴズと周辺の農村 (加藤哲実)
- 都市チューリヒの成立 (森田安一)
- 楽師研究の現状と課題 (上尾信也)
- 中世都市研究の国際的動向の一瞥 (魚住昌良)
- 中世フランドルの小都市メーセンの発展と年市 (山田雅彦)
- 近世ニューカールの職業構造と社会階層 (中野忠)
- オックスフォードとテムズ川 (M.ブライア)
- 1857-60年におけるウィーン市都市拡張計画 (山之内克子)
- 後期中世と前期近代の都市社会の家族と労働組織 (M.ミツウチ)

比較都市史研究 15-2

比較都市史研究会編 96.12刊/3000円
 二つのシェヴァーベン同盟(皆川卓)/中世初期ヨーロッパの商業(奥村優子)/首都の比較史的考察(安藤優一郎)/徒弟制への視点(高橋清徳)/ほか

江戸とパリ

論川肇ほか編 95.11刊/A5判・681頁/14800円
 (近世における都市と国家) 日米仏の研究者19名による共同研究の成果。「上からの都市」と「下からの都市」の視点でとらえた比較都市史研究。

岩田書院 〒157 東京都世田谷区南鳥山4-25-6-103 TEL:03-3326-3757
 【価格は税別】 新刊ニュース呈 FAX:03-3326-6788

歴史家および歴史的著作百科事典 Encyclopedia of Historians and Historical Writing Ed. by Kelly Boyd

1997:8 900p.
 (ISBN: 1-884964-33-8 / MBN: 9607441) 概価 ¥25,110

本百科事典はLord Acton, Anna ComnenaからHoward ZinnおよびHerodotusからSimon Schamaに及ぶ800以上に上る項目が収録されています。世界中からの300人以上に上る専門家によって寄稿され、嚆矢より現代までの歴史的著作物の歴史家の批評的評価を掲載しています。これらの中には理論的貢献が歴史論争を特徴づけたJurgen HabermasやClifford Geertzのような関連する分野の人物も含まれています。

さらに本百科事典は古代近東よりセクシャリティ史に至る国、地域の発展や時局的な歴史文献を取り扱った約200の論文も収録しています。また、西洋の伝統に加えてアフリカ、アジアおよびラテンアメリカの歴史家の重要な評価やジェンダーや特殊研究をも収録しています。

(Fitzroy Dearborn Publishers, USA / 指定代理店: 丸善)

指定代理店 **丸善** (本社・日本橋店) 〒103 東京都中央区日本橋2-3-10 ☎(03)3272-7211 振替: 00170-5-5
 支店・営業所-東京(お茶の水・丸の内・内幸町・浜松町・アークヒルズ・渋谷・府中・錦糸町・北千住・柏・取手・土浦・船橋)・千葉・八王子・大宮・新潟/札幌・仙台・盛岡・筑波・水戸・横浜・静岡・浜松・名古屋・津・岐阜・金沢・京都・大阪・神戸・姫路・岡山・松山・広島・福岡・長崎・鹿児島・沖縄/ニュージャージー・ロンドン・シンガポール



英国 Thoemmes Press と紀伊國屋書店による共同企画 書物の歴史古典叢書

Nico Editions:
 Classic Works on the History of the Book

(Nico Editions/Thoemmes Press)-UK-
 日本総代理店: (株) 紀伊國屋書店

印刷術の黎明期から 20 世紀まで、書物の歴史のあらゆる側面に関する学術的かつ貴重な資料を集成する叢書の刊行が開始されました。次の 6 シリーズの刊行が予定されています。

- History of Libraries (図書館の歴史)
- Book Design & Production (装丁と製紙)
- History and Techniques of Book Illustration (挿絵の歴史と技術)
- History of the Book Trade (出版業の歴史)
- History of Printing (印刷の歴史)
- Book Collecting and Bibliomania (本の収集と書籍収集狂)

kinokuniya
 books >>> multimedia

世界歴史大系 全19巻

【最新刊】 A5判 上製箱入 本体4854円/5631円

ロシア史 三〇世紀

田中陽児 倉持俊一 和田春樹 編 本体5343円(税別)
 ロシア革命から解体後の現在に至るまで、第一線の研究者たちによって詳細に書き下された本格的通史。ソ連社会主義の七四年を総括する。

- 【好評既刊】
- イギリス史 全3巻 青山吉信 今井宏 村岡健次 木畑洋一 編
 - アメリカ史 全2巻 有賀貞 大下尚一 志邨晃佑 平野孝 編
 - ロシア史 全3巻 田中陽児 倉持俊一 和田春樹 編
 - フランス史 全3巻 柴田三千雄 榊山紘一 福井憲彦 編
 - ドイツ史 全3巻 うち既刊第2巻 成瀬治 山田欣吾 木村靖二 編
 - 中国史 全5巻 うち既刊第2巻 松丸道雄 池田温 斯波義信 神田信夫 濱下武志 編

歴史のフロンティア 全37巻

ソクラテスの隣人たち 桜井万里子 著
 (アテナイ民主社会における市民と非市民) 本体2524円(税別)
 ペロポネソス戦争後の僭主政権と民主派との闘争の時代。情報提供者とされた外国人や解放奴隷を通して、古代ギリシア社会の姿を描く。

ボリス・ゴドノフと偽のドミニトリイ 栗生澤猛夫 著
 (動乱時代のロシア) 5月刊 予価2700円
 イヴァン雷帝の死後、権力の座に登ったボリスと貴族との闘争。雷帝の遺児を騙る僭称者の出現。十六世紀末ロシアの政治と社会を描く。

山川出版社 東京都千代田区内神田1-13-13 ☎03(3293)8131 ※表示は税別

イギリス文化と国際社会

海洋国民の知的エネルギー

小野修編

自然と田園、演劇、王室と議会、革命、パブリックスクール、女性活動家、アメリカ文化との関係、海への結びつきなど、イギリス文化の本質に迫る多彩なアプローチ。 2000円

アイルランド史入門

小野修編

シェイマス・マコーネル著、小野修編、大淵敦子、山岡景子訳
ケルト文化に彩られた古代から、イギリスによる支配と、独立、そして北アイルランド問題を抱える現代まで。アイルランドの歴史と現状を簡明に語る、入門編通史。 2000円

多文化社会アメリカの歴史

別の鏡に映して

ロナルド・タカキ著 富田虎男監訳

マイノリティの視点から描かれた知られざるアメリカの歴史。自らも日系二世として生まれた著者によるアメリカの成立過程で少数民族が果たした役割の再評価。 6700円

世界の偏見と差別 19のアンソロジー

ダニエル・ジョセフ編 大西照夫監訳

偏見の様々な様態、ジェノサイドや奴隷の歴史、男性中心主義……。多様な文化、言語の文学作品・論説選編を一冊に網羅し、偏見と差別の誕生と増幅の因に迫る。 8700円

世界のマイノリティ事典

マイノリティ・ライティング・グループ編

世界100のマイノリティ集団の歴史・分布・人口・宗教・文化・言語等を項目別に整理、一冊に網羅。関係法律等も付した、複雑化する民族・人権問題の背景を知るための必携書。 15000円

アメリカの二つの国民

断絶する黒人と白人

A.ハッカー著 上坂昇訳 3000円

ソ連邦民族・言語問題の全史

B.ナハイロ、V.スヴォボダ著

田中克彦監訳 高橋千津子、土屋礼子訳 8544円

ロシア・ナショナリズムと隠されていた諸民族

ソ連邦解体と民族の解放

N.デューク、A.カラトニツキー著 田中克彦監訳 4350円

増補 米国先住民の歴史

インディアンと呼ばれた人びとの苦難・抵抗・希望

清水知久 1650円

ナチズムと強制売春

強制収容所特別棟の女性たち

C.パウル著 イエミン恵子ほか訳 2000円

明石書店 (価格はすべて本体価格)
〒113 東京都文京区湯島2-14-11
☎03(5818)1171 Fax.03(5818)1174
振替001100-7-24505 ●自録送呈

ロシア革命論 I

M・ウエーバー著 雀部幸隆/小島定訳

逆る学問的情熱をもって書かれた中期ウエーバーの傑作論文であるのみならず、今なおロシアをラディカルに再考するために逸することのできない古典。 6000円

イギリス帝国とスエズ戦争 佐々木雄太著

植民地主義・ナショナリズム・冷戦 スエズ戦争へと向かう政治過程、中東をめぐる英米関係の展開とイギリスの凋落を歴史的に考察する。 5800円

修道院と農民

佐藤彰一著

会計文書から見た中世形成期ロワール地方 新発見の修道院文書が語る農村社会の構造と変動の様を介して、古代から中世への移行の様相を初めて具体的に解明。 1600円

知の歴史社会学

F・K・リンガー著 筒井清忠他訳

フランスとドイツにおける教養 1890-1920 『読書人の没落』の著者がフランス大学知識人の思想を、ドイツとの比較の下に解明する知と教養の歴史社会学。 5500円

若き教養市民層とナチズム

田村栄子著

ドイツ青年・学生運動の思想の社会史 ナチスの能動的な担い手と化してゆく若き知的エリートとその思想の生成過程を総合的・社会的に解明した力作。 5800円

ドイツ社会文化史

G・フライターク著 井口省吾訳

ドイツ人とは何者であり、どんな民族か? 民族移動期以後のドイツ民族の歴史をその心性にまで踏み込んで描いたアナール派以前のアナール派の名著。 5000円

5月刊行開始(予定)

20世紀の歴史家たち

◆歴史家は時代をどう生きたか! 時代は歴史家をどう育てたか!◆

日本篇

上下2巻 四六・上製 各300頁 予価2800円

- 編集 今谷明・大濱徹也・尾形勇・榊山絃一
- 石母田 正(今谷 明)・伊波 普猷(高良倉吉)
 - 今井登志喜(榊山絃一)・上原 専祿(三木 亘)
 - 大塚 久雄(近藤和彦)・白鳥 庫吉(窪添慶文)
 - 高橋幸八郎(遅塚忠躬)・高群 逸枝(栗原 弘)
 - 徳富 蘇峰(大濱徹也)・鳥居 龍蔵(中園英助)
 - 仁井田 陞(尾形 勇)・野呂栄太郎(神田文人)
 - 平泉 澄(今谷 明)・宮崎 市定(礪波 護)
 - 柳田 國男(西垣晴次)・和歌森太郎(宮田 登)

世界篇

編集 尾形勇・榊山絃一・木畑洋一

上下2巻 アリエス、ウエーバー、カー、カントロウィッチ、顧頡剛、サイード、トインビー、ブロック、ブローデル、ホイジンガ、マイネッケ、ライシヤワー、etc(来一月刊行予定)

王の奇跡

マルク・ブロック著 井上泰男・渡邊昌美共訳

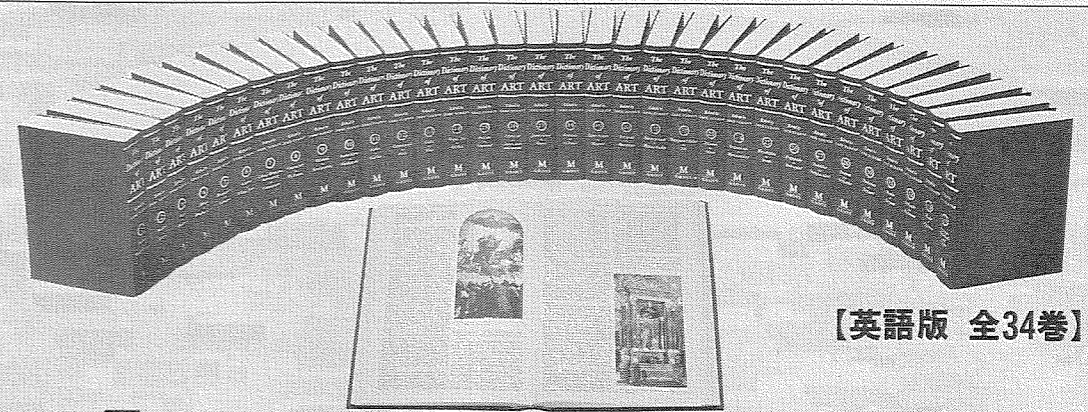
今年度刊行予定 A5・上下2巻 各500頁
ブロックの初期傑作『奇跡を行なう王』、待望の訳出。西洋史家のみならず、日本史・民俗学・宗教学研究にも貴重

刀水書房 〒101 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館
Tel.03-3261-6190 Fax.03-3261-2234 振替 00110-9-75805

名古屋大学出版会 TEL052(781)5353/FAX052(781)0697
http://www.suntec.co.jp/UNP/

The Dictionary of Art

マクミラン社グローヴ世界美術大事典



【英語版 全34巻】

世界120カ国、6,700人による最新の研究が美術史を書き変えた。
先史から今日に至るあらゆる美術領域を網羅する、今世紀最大の美術事典。

編者/ジェーン・ターナー

編集顧問/秋山光和 アンドレ・シャステル フランシス・ハスケル
ロバート・ローゼンブラム ウィリバルト・ザウアレンダー 他

〈仕様〉●総項目数/41,000 アルファベット順に掲載 ●総ページ数/32,600 ●執筆者/世界120カ国の専門家、研究者6,700人
●図版/15,000点 ●索引項目数/720,000 ●関連書誌情報/300,000点 ●判型/252×190×48mm

- 見出し項目数41,000、膨大な量の新情報を含み、第一線の専門家による研究成果を反映。
- 新しい研究方法を取り入れ、美術品をそれらが制作された時代の社会的、文化的、歴史的、経済的背景に照らして検証。
- 20,800件にのぼる人名項目は、画家、彫刻家、建築家、デザイナー、写真家、家具師、陶工、金銀細工師など作家はもちろん、批評家、理論家、学者、パトロン、収集家、美術商などの人物記事も充実。
- 建築分野では3,700件の建築家の人名項目を収録、建築事典をしのぐ内容を誇る。
- 西洋美術のみでなく、アジア、アフリカ、イスラム教圏など世界のあらゆる文明・文化の美術についても詳述。また、ファイン・アーツだけでなく世界中のあらゆる種類の美術工芸品を収録。
- 世界176カ国、1,350都市についての項目では、個々の美術ジャンル別に小項目を立て詳細に解説。
- 世界1,500箇所の遺跡に関する項目では、最新の発掘調査結果を紹介。
- 600件にのぼる、素材、技法、保存に関する項目を収録。
- 各記事中に綿密に示された参照項目により、容易に体系的情報を得ることが可能。

定価 1,000,000円 (消費税別)

※お支払い方法につきましては、分割プランもございますので、お気軽にご相談ください。

※日本の読者のために、利用の手引き書(50頁)をご用意しました。
お買いあげのお客様には無料で進呈いたします。

詳しいインフォメーション、全執筆者リスト、内容案内ビデオをご希望の方は、下記までお申し付けください。

お問い合わせ先
マクミラン社/グローヴ世界美術大事典 日本事務所
担当: 松本尚子
Tel. 03-3267-1412 Fax. 03-3267-1413
〒162 東京都新宿区西谷田町3-6 新見附ビル4F

近代イギリスの自由と歴史

栄田卓弘著 A5判上製函入 本体五五八〇円
イギリスの自由主義について南北戦争という現実の問題と自由思想家達の具体的対応を分析、アクトン、バタフ、イーランドを論ず。更にヨーロッパナシヨナリズムを概観

歴史学序説

上原専祿著 本体二二二〇円

歴史と歴史家たち

栄田卓弘著 本体二〇〇〇円

ヨーロッパの光の中で

栄田卓弘著 本体二〇〇〇円

ヨーロッパ文化

ジョーダン/山本・石井訳 本体五一四六円

キリスト教の世界

ルイス/鈴木秀夫訳 本体二〇〇〇円

大明堂

101 東京都千代田区神田小川町3
電話 〇三―三二九―一三三七四

近世ドイツ国制史研究

「皇帝・帝国クライス・諸侯」山本文彦著 15〜16世紀半ばの神聖ローマ帝国の国制を平和の問題を媒介として分析。帝国は平和・法共同体として機能し、近代国家とは異なる政治原理の下に立つものであることを解明する。 A5判・四八〇〇円

宣教師ニコライの日記

●ロシア語原文・詳細な日本語解説付
中村健之介・中村喜和・安井亮平・長縄光男編 編者がその存在に初めて光をあてたニコライの日本滞在日記をロシア語原文で収録。日露戦争期にいたる当時の日本の姿を興味深く記した、教会史の枠を越える第一級の史料である。 B5判・三〇〇〇〇円

ドイツ社会民主党日常活動史

山本 佐門 著 A5判・6400円
黎明期の日露交渉史を紹介する不朽の名著

ロシア人の日本発見

北太平洋における航海と地図の歴史
S.ズナメンスキー/秋月 俊幸 訳 四六判・2400円
ソヴェト農業の全過程を包括的に分析した労作

ソヴェト農業1917-1991

集団化と農工複合の帰結
Z.メドヴェージェフ/佐々木 洋 訳 A5判・6500円

1930年代英国の平和論

国際連盟=平和論者ウルフの正当な再評価を求める
[レナード・ウルフと国際連盟体制] 吉川 宏 著 A5判・5000円

アメリカ憲法史

アメリカ独立革命を民衆史の視点から捉えた意欲作
M.ベネディクト/常本 照樹 訳 四六判・2800円

ミニットマンの世界

アメリカ独立革命民衆史
R.グロス/宇田 佳正・大山 綱夫 訳 B6判・1600円
(価格は税別)

北海道大学図書刊行会
札幌市北区北9条西8丁目 北大構内
☎011(747)2308・Fax.011(736)8605

創業111年記念出版

21世紀に生きる日本人のための世界史。
中央公論社が35年ぶりに満を持して放つ画期的全集

全巻書き下ろし「オールカラー」

世界の歴史

全30巻

〔編集〕
樺山紘一 (東大教授)
磯波護 (京大教授)
山内昌之 (東大教授)

第7回 好評発売中

佐藤彰一 (名古屋大学教授)
池上俊一 (東京大学助教授) 著

10 西ヨーロッパ世界の形成

ヨーロッパ中世世界は、けっして野蛮が支配する混乱の時代ではなかった。動物や気候、考古学など諸学の成果をとりいれて、環境とへもんに即しつつ、人間の歴史を同時代人が見るように鮮かに活写

20024円

第8回6月25日発売
7 宋と中央ユーラシア

伊原弘/梅村坦著

都市文化が花開く宋、現代社会の基層が形成される中央ユーラシア。農耕と遊牧文明が交錯した世界を現出

20024円

全巻内容

白文字数字は
好評既刊です

- 1 人類の起原と古代オリエント 大貫隆夫/原形保光/前川和也/渡辺和子
- 2 中華文明の誕生 平松愛郎/熊形勇
- 3 古代インドの文明と社会 山崎元
- 4 オリエンタル世界の発展 小川英雄/山本由幸
- 5 ギリシアとローマ 桜井万里子/本村達一
- 6 隋唐帝国と古代朝鮮 磯波護/武田昌男
- 7 宋と中央ユーラシア 伊原弘/梅村坦
- 8 イスラム世界の興隆 佐藤次高
- 9 大モンゴルの時代 杉山正明/北川誠一
- 10 西ヨーロッパ世界の形成 佐藤彰一/池上俊一
- 11 ビザンツとスラヴ 井上浩/栗生澤猛夫
- 12 明清と李朝の時代 岸本美樹/宮嶋俊
- 13 東南アジア史のあけぼの 石黒忠雄/志田
- 14 ムガル帝国から英領インドへ 佐藤正智/中里成興/水島司
- 15 オスマン帝国とイラン 水田雄三/羽田正
- 16 ルネサンスと地中海 樺山紘一
- 17 ヨーロッパ近世の開花 長谷川輝夫/大久保桂子/土肥裕之
- 18 ラテンアメリカ文明の興亡 高橋均/網野徹哉
- 19 中華帝国の危機 並木頼寿/井上裕正
- 20 近代イスラムの挑戦 山内昌之
- 21 アメリカとフランスの革命 五十嵐武彦/福井豊彦
- 22 近代西欧の市民社会 谷川裕/村岡健次/北原教/鈴木健夫
- 23 アメリカ合衆国の膨張 紀平美作/亀井俊介
- 24 アフリカの民族と歴史 福井豊彦/大塚和夫/赤阪賢
- 25 アジアと欧米世界 加藤祐三/川北
- 26 ファシズムと社会主義 柴立直樹/本村達一/長沼秀世
- 27 自立へ向かうアジア 秋間直樹/長崎博子
- 28 第二次世界大戦から米ソ対立 油井大三郎/古田元夫
- 29 冷戦と経済繁栄 高橋均/鈴木武雄
- 30 新世紀の世界と日本 下斗米伸夫/北岡伸一

※巻名を変更する場合があります

●以下毎月25日発売 各巻20024円
●体裁：四六判カバー装/各巻平均200ページ/写真・図版多数収載/月報付

〒104 東京都中央区京橋2-8-7
振替00120-4-34 電話03-3563-1431

中央公論社

表示価格は本体価格です
定価は消費税が加算されます

■内容見本送呈